

---

令和2年 第8回(定例)木城町議会会議録(第2日)

令和2年12月7日(月曜日)

---

議事日程(第2号)

令和2年12月7日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 散会

---

出席議員(10名)

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君  
書記 橋本 正枝君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	島田 浩二君
教育長 .....	恵利 修二君	総務財政課長 .....	萩原 一也君
会計管理者 .....	河野 浩俊君	まちづくり推進課長 .....	西田 誠司君

環境整備課長	……………	吉岡 信明君	教育課長	……………	平野 大輔君
税務課長	……………	黒木 宏樹君	福祉保健課長	……………	小野 浩司君
町民課長	……………	三隅 秀俊君	産業振興課長	……………	淵上 達也君
代表監査委員	……………	桑原 正憲君			

---

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

また、本日は傍聴席の皆様にはアンケートを準備しております。ご意見、ご感想などをお聞かせいただきたいと思います。お帰りの際は、傍聴席入口の回収箱に投函ください。あわせてご協力をお願いいたします。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。

早朝より議会傍聴にご来場頂き、ありがとうございます。傍聴に当たりまして、議事進行の妨げとなる私語については慎んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、換気を行い、議場内においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力くださいますようお願いいたします。

本日は、4名の議員が一般質問を行います。質問方式については、一問一答式により行われ、議員の発言時間を30分以内としております。

また、本日は議会広報のため、議場内で質問者、答弁者、傍聴席の写真撮影を行いますので、ご了承ください。

各議員の質問事項につきましては、お配りしております資料を御覧ください。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（神田 直人） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に登壇の上、質問を許します。

まず、1番、2番の質問事項については、一問一答式により、9番、甲斐政治君の登壇質問を

許します。9番、甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） おはようございます。まずもって、新型コロナウイルス感染症に罹患、また、亡くなられた皆さんに心からお見舞い申し上げます。また、医療従事者、関係者の皆さんには敬意と感謝を申し上げる次第であります。

私たち一人一人が感染予防を徹底することにより、医療従事者の負担が軽減するものと考えておりますので、今後とも、私たち自身徹底してまいりたいと思っております。

では、通告の質問をしたいと思います。

自主財源確保については、9月議会において同僚議員が質問をしたところであります。九州電力小丸川発電所の固定資産税が減少していく中、ふるさと納税が最も有効な財源確保の一番手と思われる。自主財源は、平成28年から令和元年まで平均毎年6%ほど減少をしております。他町村に比較すれば、まだまだ余裕があるように思いますが、将来的には窮屈な財政運営をすることが推測をされます。

そこで、稼ぎ頭のふるさと納税についての質問と提案をするものであります。

現在、ふるさと納税の返礼品は約220種類ほどということで、安定的に出るものとそうでないものがあると思いますが、納税者イコール消費者だと私は思っておりますが、ニーズの変化もしていく中でいろいろと変わっていくだろうと、そのための対策として、各企業や商店に対して商品開発の取組の支援が十分できているか、お聞きをしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ふるさと納税の返礼品につきましては、ご承知かと思っておりますが、令和元年度の制度改正に伴いまして、厳格な基準が示されているところであります。

現在、町内におきましては27の事業者が返礼品取扱業者となっております。ふるさと納税の返礼品については、特産品や名産品、農畜産物、それから伝統工芸品、日用雑貨品など、地場産品も含めてであります。あらゆる返礼品が可能ということでありまして、ただ1つ、地場産品で3割以下であれば何でもよいというような状況になっております。

木城町におきましては、法令遵守、そして品格のある、ふるさと納税事業に取り組んでいるところであります。

今、甲斐議員のほうからご質問がありましたように、おかげさまで、ふるさと納税6億2,100万円余り、元年度にありました。前年度比でいきますと、2億1,000万円弱の伸び率を示してきておりまして、順調に、木城町の税収の一翼を担っていると、希望の持てる税収の財源となっているところであります。

返礼品の開発につきましては、基本的には、会社等を経営していく上で、事業者自らが自社の製品として製造・販売をする中で、その結果としてふるさと納税の返礼品となり得るものと認

識をしておりますので、行政から直接的にふるさと納税の返礼品開発としての働きかけはしていないところでありますが、しかし、そうとはいっても、間接的な取組、例えばアピール、PR事業等、それから、あわせて、特産品開発の支援措置も設けておりますので、そういった部分では、先ほど甲斐議員がおっしゃったように、昨年度は130品目でありましたが、本年度は220品目に増えてきていると。その部分もふるさと納税が顕著に右肩上がりである原因の1つだと思っているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 企業努力というか業者の努力にお任せという状況であるというふうに聞きましたけれども、商品開発というのは一朝一夕にはなかなかできるものではないと考えております。一番に安全性であったり、安定的にその量が確保できているかという点も必要になると思います。また、企業におきましては開発部がある企業、大きい企業はそういう部を設けていると考えておりますが、なかなか小さい企業によりましては、そういう部がないところもあるだろうと思っております。

そこで私は、考えたのが農産物加工処理施設であります。これは、質問が過去にありましたように、保健所等の許可がないと誰でもは使用できないというような仕組みであります。なかなか気軽にあの部分が使えないということでありまして、そういう部分を何とか、誰でも気軽にできるような一部分を開放的な施設にできないのか、もしくは、そういう施設を拡充してもらえようかなという構想はないものか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 特産品開発のところ農産物加工処理施設、今、町営で造っているところではありますが、甲斐議員おっしゃるように、私も、やっぱり、いつかの時点で農産物加工処理施設の運用といいたいでしょうか、活用は考えるべきだろうと思っております。

ちなみに、鹿児島県に喜界島という町があります、喜界島。約1万人の人口のところではありますが、私、個人的に興味がありまして、3回ほど島に行って勉強してきました。

そこには、やっぱり加工施設が町で造ってありまして、利用できるのは曜日ごととか、あるいは午前・午後というように時間帯でそれぞれのいろんな6次産業化をしている人たちが来られて、トマトジャムであったり、ジュースを作ったり、いろんな、そういった特産品を作っているところがありました。使用料はもちろん払います。

そういった形でされているのが喜界島の農産加工施設でありましたので、それに倣えれば、今おっしゃったような部分でいろんな使い方もあるのかなと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

ちなみに、現状については、産業振興課長のほうから答弁をいただきます。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 以前、ほかの議員の質問のときにもお答えしたのですが、現状、農産物加工施設につきましては、保健所等に問い合わせた結果、同一品目というものを作るのであれば、そこで作るのは可能だということではありますけれども、もし、いろんな混入物あるいは食中毒とか、そういうのが起こった場合に、どちらに責任を負わせるのかというのがなかなか難しい問題もございますので、なかなか一般的に開放していくというのは難しい状況があると思います。

ただ、製造とか生産ということにつきましては、前に答えたことがあるのですが、保健センターの中にある調理室につきましては、随時開放して使っていただいても結構ということもありますし、佐土原の宮崎県食品開発センターの加工グループ、技術を支援してくれるフード・オープンラボというのもございますので、特産品の開発とか、あるいは、ふるさと納税用の商品の開発ということでしたら、そういうところを利用してされるのが1つの手だと考えています。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 今、新型コロナウイルスの蔓延によりまして、巣籠もり需要というのが大変多くなっているということでもあります。今から、まだまだチャンスが、そういった商品を開発して、ふるさと納税に限らず販売するということになれば、所得向上に少しでもつながるのではないかと考えております。そのためには、そういう製品を開発できる場所があるということが一番大きいのではないかと。

町長が言われるように、ぜひ、少しでも気軽に使える場所をまた改めて提供していただければ、最終的には税収が上がるというようになっていくと思われまますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、加工施設を利用するにしても、加工施設もできまして随分とたっておりますので、年次的な機械の更新であるとかいう部分について行っているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 毎年というわけではありませんが、年々必要な部分についての更新は行っております。

まず、一番新しいところでは、ミルキーみその醸成をさせるために、今まであったエアコン施設であると必要な温度まで上がらないというようなことがありまして、その更新、あるいは、保健所からの指摘があったのですが、トイレを利用した後の手を洗う施設、これが、やっぱり食品を扱うということで、蛇口をひねるといのはいけないということで、自動で水が出る施設に

替えたり、年々更新はさせていただいております。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 生産者といいますか、事業者が気軽に使えるような形を進めていただきたいと思っております。

また、先月、誘致企業数社を訪問してお話を聞いたのですけれども、その中で、年に1回は誘致企業の懇談会が行われると伺ったところであります。それも大事な部分であるのですが、異業種同士の、せっかくの会合でありますので「ふるさと納税を考えた商品開発について」とか、ある種目的を持った会合にさせていただくと、また違うのではないかと。誘致企業の中には、ぜひ、そういう話もできたらと、1年に1回、顔を合わせて、近況の話をするだけなので、そういう目的を持った話し合いもできたらいいのではないかという回答もありました。その点はいかがでしょう。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ご指摘のとおり、町内には様々な事業種、特に誘致企業については6社ありまして、それぞれが個性的で、しかも創造的な事業展開をされているところであります。

そういうことで、それぞれの事業者が持っているノウハウでありますとか、そういった考えを連携をして、例えば、新たな商品という形にしていくことは大変大切なことだろうと思っております。

おっしゃるように、誘致企業は、なぜ検討会を開いているかといいますと、いわゆる誘致企業の勉強会の場、それから、あわせまして、誘致企業間の連携を模索をしていくための協議会をつくっておりますが、ご指摘のとおり、ふるさと納税の商品から、あるいは商品開発に向けての話し合いの場としても、やっぱりおっしゃるとり必要かなと思いますので、ありがたいご提案と受け止めて、今後、異業種間の連携について検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） ぜひ、企業側もそういう会合があれば、積極的に参加したいというお話がありましたので、お願いをしたいと思います。

また、新たな商品開発というのは、先ほど言ったように、一朝一夕ではできるものではありません。また、継続的な取組が必要だと考えております。

その中で、先ほど言ったように、全体の町内の底上げをするということでは、地場産業振興会もありますけれども、これは、木城町女性のつどい大会において、未来に続く食文化ということで昨年開催され、53品目のいろんな食材が提供されたと聞いております。まだまだこの地域には眠っている財源といいますか、宝があると思っておりますが、そういったものを掘り起こして、何か仕掛けをすることも大事ではないかと。その先一歩一歩というのはリスクを伴うものもあり

ますので、当然、生産者なり事業者が負う部分でありますけれども、そこにつなげるような醸成を図っていくということについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 近江商人の商人商法の中に、三方よしという精神があるわけですが、それは、「売り手よし・買い手よし・世間よし」というものであります。

私は、いろんな行政サービスを行う上でも、それから、今おっしゃるようなふるさと納税に関しても思っています、ふるさと納税について四方よしを考えております。いわゆる「売り手よし・買い手よし・世間よし」に加えて、いわゆる生産をされる方、「生産者よし」という四方よしの思いで、今後取り組んでいきたいなと思っております、そういった部分では、まだまだ潜在能力があるということでもあります。私もそう思っていますので、そういった思いで、今後、関係機関としっかりと連携を取りながら、よりよいふるさと納税に行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 先ほどから言うように、今日始めて明日できるというものではないというのは十分理解をしておりますが、今、一步でも動かないと、5年、10年先まで響くというようなことになりかねないと考えます。行政の皆さんは大変でしょう。私は行政の皆さんだけでやってくださいとは言いません。私たちもできることがあれば精いっぱい努力もしたいし、お手伝いもしたいと思っておりますので、どうか商工連携、官民一緒になって、よろしく願いをしたいと思っております。

では、2番目の質問に行きます。

次に、農業振興対策であります。本町においての基幹産業は農業であります。米需要は低迷しております、10月の新聞報道におきましては、2021年度産の主食用米については、全国の生産量から38万トン程度減少する見通しであると報じられております。また、農家への打撃を懸念する農林水産省は、転作補助金を通じて米価の下支えに懸命だが、その結果、消費が一段と減少する悪循環に陥りかねない。補助金頼みは限界だという見出しが新聞に出ておりました。

私も兼業農家ですが、これから先、農業はどうなるのだろうか、本当に心配をしております。しかし、この広大な農地を何とか守っていかなければなりません。

現在、担い手不足や高齢化で農業形態も変化をしております。その中で、機械の大型化やスマート農業——これは後で触れますが——といった形でありますけれども、これには資金が大変伴うところであります。

そこで、効率を上げコストを下げるためには、基盤改良か中間管理機構の基盤整備に取り組むことが考えられます。このほど、木ノ瀬、老瀬地区において、国の補助金対象の基盤整備の取組が進んでおりますが、先進的な事例になると期待しているところであります。

大分に行きますと、広汎型という形で1区画1ヘクタールというような整備をしているところもあります。

今、判断しても数年はかかるこの基盤整備であります。将来の担い手や農地の価値のために進めたらいかかと思いますが、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 農業生産力の増大、それから生産性の向上を図るためには、今おっしゃったような部分、特に生産基盤の整備でありますとか、農村環境基盤整備については、将来の地域農業の発展に有効な基盤整備でありますので、当然考えていかななくてはいけないものだと思います。

さらには、どうしても農業サイドでいきますと受益者負担というのがありますので、その受益者となる農家の事業負担も一方では考えなくてはいけないというのが大きな問題の1つであります。

おっしゃるように、農地の整備であります、かんがい排水路、畦畔除去、いろいろ整備事業を、今の町のほうでも行っているところでありますが、いずれにしましても受益者負担というのが一番のネックになっておりますので、そういった意味では生産農家、耕作農家、それから地主等の合意とか同意を得た上で進めてまいりたいと思っております。

それから、面的な農業基盤整備でいきますと、木城町の場合は、昭和40年代に椎木地区、それから、50年代に入りまして高城団圃と椎木東部を行いました。当時は、先駆的な区画でありましたが、今、甲斐議員がおっしゃったように、もう早いところでは、1区画1ヘクタール、やっぱり大型機械化が進んでいる部分もあると思います。

やっぱり、これについては、今おっしゃったような、やっていますけれども、町内でやろうと思えば、やっぱり補助事業と、それから受益者負担をできるだけするというのがポイントかなと思っております。

そういった声が大きくなった場合には、そういったことをしっかりと踏まえながら進めていきたいと思っておりますが、詳細につきましては、産業振興課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） 基本的には、今まで農業の問題というと後継者不足というような形で後継者に対してどのように農業、家族の農業経営を維持していくかというような考え方だったのですけれども、現状では後継者という言い方ではなくて担い手という言い方をして、担い

手あるいは大規模農家のほうに、いかに農地を流動化させるかということで、農地の維持・保全を図っていくというようなことが大きな流れとなってきました。

甲斐議員がおっしゃる農地の基盤整備ということになりますと、どうしても集積・集約というのが必ず条件として入ってきております。先ほどおっしゃられた老瀬、田畑地区の土地改良事業につきましても、集約率を上げるということで、農家に対する負担を下げるというような補助事業に取り組むということでもあります。

木城町におきまして、その基盤整備を行うというのは、どうしてもその集積・集約を行わなければならないというのが条件になってきておりますけれども、なかなか土地に対する執着という言葉がありますように、自分の農地を人様に貸したくないとか売りたいくないということが非常に大きな問題となっております。

それで、今、人・農地プラン、それを実質化させるということで、地域に入って行って、農業委員会も産業振興課も一緒に入って、自分たちが持っている農地をいかに担い手のほうへ流動化させる、あるいは集積するというような形で農地基盤整備を図っていきませんかというような提案を順次地区に入ってやっているところです。そういったものが進みましたら、スムーズに農地基盤整備が進むのではないかと考えております。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 今、産業振興課長の説明もありましたし、町長が一番危惧される分は、確かに手出しの分が農家に逆に負担になるというのは十分理解をするところであります。

私が数年前から、この人・農地プランの中で集積・集約をするために、中間管理機構にできるだけ参加しようという話をしていたのですけれども、なかなか進まない部分もありました。確かに、先ほど課長が話したように、高齢の農家の方はなかなか自分の土地を貸したくないというのが一番のネックだろうと私も考えます。

でも、これからは、もうそんなことを言っている時代ではないと。もう、どんどん早く集積して面積を最低でも30アール、3反ぐらいにはしていかないと、コストは下がらないだろうと私も考えるところであります。

先ほど言った実質化についてですが、人・農地プランの実質化でありますけれども、今般案内が来ておりましたので、「ああ、こうなのか」ということで、改めて私も農林水産省のホームページを見て、こういうような条件が課せられてきて厳しいのだと。確かに、行政任せで私たちが何とかするだろうと思っておりましたが、やはり、そういうわけにいかない。私もできる限りのことは、先ほど言ったように、したいと思っておりますので、遅れないようにといたしますか、少しでも農家の収益が上がるように、ぜひ産業振興課関係課には努力していただきたいと。その実質化のプランについては遅れているということではないですか、どうでしょう。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（渚上 達也君） まず、人・農地プランというのは前につくられておまして、その人・農地プランというのでいきますと、先ほど甲斐議員がおっしゃったように、中間管理機構に農地を預けましょうというようなことが主なことだったのですが、その中で、自分の農地を中間管理機構に貸して、また自分が借りる。いわゆるA to Aというようなプランですけれども、そういった形を今、国のほうでは農地の集約には含めないというような形で、幾ら中間管理機構に貸したとしても、それを担い手あるいは大規模農家に集約をしていかないと、それは集約としてはカウントしないというような流れになってきております。

それを中間管理機構に貸したとして、自分が借りるにしても、その中にある部分で、Aさんの農地はこの辺に固めましょう、Bさんの農地はこの辺に固めましょうということで集積をして、それで自分がそこを借りるということになれば、それは集約としてカウントするのはオーケーというようになってきております。その人・農地プランを実質化された人・農地プランに切り替えていくというような形で、今、現地に入って、産業振興課中心になって話をしているところですが、今まであった人・農地プランを今度説明会を行います広谷地区で最後となっておりますので、今までの人・農地プランを実質化された人・農地プランに切り替えるということでは、木城は遅れているとは判断しておりません。

以上です。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 安心をしたといいますか、ぜひ、その新しい人・農地プラン実質化に向けて邁進をしていただきたいと思いますので、私たちも、先ほど言うように、何回も言いますように、お手伝いはいたしたいと思っております。

続きまして、スマート農業についてですが、10月19日に、農業を考える会がありました。その中で、スマート農業についての講演があったわけですが、これからの農業はこうなるのかという斬新な思いをいたしました。なかなか高額な機械であり、本当に木城町内でこういうことができる農家がどれぐらいいるのだろうか、逆に考えたりもしました。

また、そのスマート農業を取り入れたからといって収益が格段によくなるという話でもないという内容でありました。しかし、世の中どんどん変わっていきますので、少しずつ導入が進むとは思っています。

ただ、木城町において、それを支援するという事は、財政的にやはり、なかなか難しい部分はあるだろうと考えました。

そこで、公益性の高い事業団において、支援導入することによって、それを利用する農家の負担軽減につながるということであれば大変期待できるのではないかと考えております。

例えば、最近、夏頃に伺ったのは、山間地域の方が「薬剤散布のホースを引っ張るのはもう大変だ。どうにか、グリーンサービスコスモス辺りがドローンを導入してやってくれるような方向には進まないだろうか」という話も聞きました。先日は、やはり田神地区で、今年は飼料稲がウンカで4割減であったと。なかなか肉体的にも大変な仕事なので、時間的にも十分な消毒ができなかったと。ぜひドローンを導入してもらえないかというようなお話があったところであります。

今、導入すれば、競合相手は今年、去年からですか、何人かやっておられる方がおりますが、まだまだ収入を得る方向に進むのではないかと、グリーンサービスコスモスの収益向上に僕はつながるのではないかなと考えたところでありますが、その点についてどのようにお考えか、お聞きをしたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（渕上 達也君） スマート農業につきましては、確かに、国のほうでもスマート農業、いわゆるテレビでもありました無人トラクターとかいうような形で大型な農地で使えるようなスマート農業と、あるいは、個人的にアシストスーツみたいな農家の負担を軽減しようというような形で安価なものまで、スマート農業、いろいろなものがあります。

先ほど、甲斐議員がおっしゃったグリーンサービスコスモスでドローンを導入してはどうかというようなご提案ですけれども、グリーンサービスコスモスの経営会議の中でも、ドローンにつきましては、一々ホースを延ばして中に入って行ってということだと時間の効率等もありますので、ドローンの導入については積極的に勉強をしたいという意見を出されております。

それで、今年度中にドローンの研修のほうにも行ってみたいという話が出ておりますので、グリーンサービスコスモス自体は前向きにちゃんと考えています。役場でこうなさいというような命令をするような企業ではありませんので、グリーンサービスコスモス自体がそういった形に対しては積極的に今、勉強をしようとしておりますので、その旨を報告させていただきます。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） グリーンサービスコスモスでドローンを導入してはどうかということでご提案を頂きまして誠にありがとうございます。

先ほどから話題に出ておりますけれども、農業の担い手の確保というのは今後も引き続き難しい課題として残っていくということで、グリーンサービスコスモス、地域の農業の担い手の役割を少しでも下支えするという意味で、非常に役割は今後も大きくなっていくものと考えております。

ドローンの導入についても、以前から検討はされているところでございますが、限られた人員の中で効率的・効果的に受託作業をしていくという中で、大変有効な手段の1つではないかと可能性を感じているところでございます。

ドローンとスマート農業の技術も日々進化しておりますので、一方で、会社としての経営状況厳しい中ではございますけれども、そうした諸般の事情を十分検討しながら、地域の農業の発展に貢献できるよう、何ができるのかをしっかりと検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） グリーンサービスコスモスにつきましては、町がつくったというような経緯もありますので、私は非常に公益性の高い部分だろうと思っております。

これから先、遊休農地辺りも病害虫の発生源になっているという部分を考えれば、そういう辺りの消毒も含めて、単価は少しでも、若干安くしてもやっていただけるものであれば、随分と周辺農家は助かるだろうと、そういう部分を鑑みて、ぜひ検討していただきたいと、前向きにですね。農家の方からそういう要望もあるということですので、決して無駄には、僕はならないと考えております。ぜひ、よろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問になりますが、さきに述べましたように、来年度の早期米については、国の方針がまだ出てないと思いますけれども、今年度より厳しいものになることが予想されます。また、カンショにつきましては、基腐病が南那珂まで伝播をしているというニュースを聞いたところであります。大変警戒が必要になっております。

ただ、鹿児島県が、カンショにつきましては、危機的状況の中にあリまして、その足りない分を児湯地区で補填をするというようなことで、来年度までは何とかなるだろうという生産者の話も聞いております。この件について対策をお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（淵上 達也君） カンショの基腐病についてですが、カンショについては、土壌の中のカビによるものと現在原因が見つけられております。

感染したタネイモや苗が圃場内に侵入し伝播していくと。感染したカンショが圃場に残っていた場合は、翌年も分解されずにそのまま残るということで、同一農場でもう一度その障害が発生するというような状況になっております。

発生状況につきましては、国内で初めて確認がされましたのは、平成30年11月に沖縄県、次いで鹿児島県、本県での初確認は平成30年1月に発見されております。

症状としましては、土と上の表面の部分の茎及び、その近い部分の塊根が腐敗をしていくと。被害が進行すると、茎の上部及び塊根全体に腐敗が広がり、乾燥して固くなり、株も死滅するというようなひどい病気であります。

基本的には、土壌消毒という形が一番いいのですが、例えばクロロピクルンみたいな土壌消毒をしますと、一気に被覆をしないとクロロピクリンは使用することができないという形で、なか

なかその症状を抑えることが困難であります。

先ほどおっしゃられましたように、鹿児島あるいは県南地区の基腐病の関係で、本年度カンショにつきましては、焼酎用カンショの引取量が減少したにもかかわらず、そこからの引き合いがあつて、生産量をそのまま、取扱量を激減化することなく取扱量を確保できるというような形になっております。

また、農協も力を入れられて、かりんとう用とか、ジュース用、それからデンプン用というような、加工用にカンショを利用するという形で、生産者に影響が出ないような流通に対して力を入れておられます。

カンショといいますと、どうしても春に植えて、夏は植えっ放しでいいんですが、秋に採取というように、労働力としては、非常に、夏の一番暑い時期に労働力をあまり使わなくていいというような作物、そして、農地の大規模化、そして特殊な機械化というような形で、なかなかほかの機械に替わるような作物ではないと判断しております。

来年度以降の考えといいますと、やはりカンショという形は残しておいて、焼酎用の原料カンショではなくて、加工品としての原料用カンショ、あるいは、ジュース用の加工品用のカンショ、それから、もう1つの青果用のカンショ、これにつきましても、宮崎県南部から青果用として取扱いをしていただけないかと話した結果、青果用は非常にきれいに洗ったりと手間がかかるのですが、それをせずにフレコンで搬入してもよいという条件を出してきている業者もあります。そういう形に転換していくことによって、本県のカンショ農家を守っていきたいと考えております。

○議長（神田 直人） 甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 今、課長が説明したところが私も一番気になる部分で、カンショについては、ただ、いつ、その病気がはやるか。防疫体制というのが確立できてないわけです。

その中において、今後もカンショは優良な生産物であり続けるわけですので、今後の対策としては、病気が蔓延したときの緊急対応マニュアルであるとか、そういう部分を十分につくっていただきたいと思うし、青果用カンショについては、台湾あたりが随分と宮崎のカンショがいいということで輸出が進んでいると聞いておりますので、そちらに切り替えることによって農家の所得が上がっていくことになれば、これはもう結構なことだろうと考えます。

それから早期水稻につきましては、今、飼料稲、それから加工米、そういう形で、何とか農家が持っている水田を満たしている状況であります。来年度の転作数量によっては、また農家に負担が来ると思います。できるだけ早く、その情報を農家にお示しをいただいて、農家が作付に困らないようにご指導していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（神田 直人） 9番、甲斐政治君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、3番、4番、5番の質問事項については、一問一答式により、6番、中武良雄君の登壇質問を許します。6番、中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） コロナによりお亡くなりになられた方、また入院治療されておられる方に心よりお見舞いを申し上げます。また、感染が全国的に猛威を振るっている中で、治療に当たっておられる病院関係の皆様にも心からお礼を申し上げたいと思います。そういう中で、私たちは流行を防ぐため、感染予防の徹底をしっかりとやる必要があると感じております。

また、先週より鳥インフルが県内で発生しました。これ以上の拡散がないことを願いたいものだと思っております。鳥の処分や防疫に携わる全ての方に、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、今回は大変な時期ではありますが、3つのことを質問させていただきます。できるだけ申告させていただいた内容で質問しますが、若干、関連質問、または質問順番が変わることがあるかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思っております。

まず、道路の整備状況について質問いたします。

本町には、県道、町道、林道、農道がありますが、本日は町道、県道についてのみお聞きします。県道については、町の管轄ではありませんが、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

本町の町道は193路線、総延長が170キロメートルあります。舗装率は非常に高いと思っておりますが、山間部においては、まだ問題があるように思われます。山間部の整備については、難色を示す方もおられると思いますが、山間部の道路が寸断すると山の崩壊にもつながると思っておりますので、大事なことではないかと思っております。

町道を維持していくため、将来に向け、今後どのような整備を考えているのかをお聞きいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 町長は道路管理者でありますので、当然のことながら先ほど申されました山間地域でも平坦部でも、場所を限らず、全て道路整備、道路管理を行う責務があると認識をしております。そのために常に生活道路の利便性と安全性の向上のために、道路の円滑、安全な交通の確保のために、新設、改良、維持、修繕、災害時等の復旧などを行っているところであります。

道路整備につきましては、基本的には木城町総合計画を基本としまして、年次的、計画的に取り組んでいるところでありまして、詳細につきましては、環境整備課長のほうから答弁をいたさせていただきます。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） ご質問ありました町道の整備でございますけれども、改良率といたしましては、69%が改良率ということになっております。

今後の計画といたしましては、交通事故の発生状況、それから地域の要望等を考慮しながら、必要な路線については今後とも対応を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 町道につきまして、町道の構造の技術的基準を定める条例第33条として、「落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれのある箇所には、柵、擁壁、その他の適当な防護施設を設けるものとする」と定めがあるわけですが、今問題になっているのは、後からも質問いたしますが、落石です。これは獣による落石が多いわけですが。この問題と、そして山間部の道路で一番問題なのは、基本的には一車線です。道路が。そこで離合する場所、カーブとか離合する場所が必要です。これを停車帯といいます。これが必要なわけですがなかなか離合する場所がない。極端に言えば、出会い頭で車に遭ったら、片方がズンズン、バックしなくてははいけない。離合できる場所までバックしなくてははいけない。これが女性にとって、非常に負担になると思われまます。田舎道が怖くて、運転しないという女性もたくさんいらっしゃいます。また、高齢の方についても、こういった道は非常に危ないと考えております。

それから、その離合場所の確保も必要ですが、カーブ部分の道路の幅が狭いために一番カーブが危ないわけです。ここを広くしていただきたい。

それと、これから先、問題になるのは、以前も、木城町ではなくて西都市で事故がありましたが、山の木を切り出し輸送するとき、路肩が崩れてトラックが落ちると、こういった問題があるわけです。この路肩をもう一回見直しを。要するに山間部の道路を、今後将来的にずっと維持していくために必要なのは、そのあたりの改善。これは今のうちにしておかないと、なってからでは遅いわけです。今予算があるときに、今言った、停車帯、離合場所の確保、カーブ部分の道路の幅の狭いところの拡充、それから路肩の補強。このあたりを今度1回、点検し直していただいて、将来に向けて安全に。安全までは、ほかにもガードレールとかいろんな安全策もあるのですが、こういった面を今後どう考えているのか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 落石のご質問がありましたけれども、落石の原因としまして、いろいろ考えられるわけです。最近、獣による落石が多いということですが、技術的な方法としましては、モルタル吹付、それかネット張りということが考えられるわけです。山間部のそうい

う町道全てにこれを施すというのは、なかなか難しいと今思っています。

その対策としましては、中之又地区ではストーンガード、擁壁の上にH鋼を立てて、ネット張っています。それが今8か所、162メートル設置をしております。それと離合が可能な場所、幅員がとれる場所については、仮設防護柵、コンクリート製の仮設防護柵を設置する場所がとれるところにつきましては設置をしているところです。

山間部の道路ですが、大体川沿いに道路が走っておりまして、川があつて道路があつて、すぐのり面で、道路を広げる方法としましては、のり面をカットして道路を広げるか、河川のほうに広げるという方法になるのですが、のり面の高さも相当ありますので、全てその離合できるぐらいの道路幅をとろうとすると、相当な費用が必要ということで、なかなか難しいというのが実情でございます。

離合場所につきましては、そういう場所があれば、うちのほうで、離合場所を、できる限り設置するようにはしておりますが、そういう地形的な問題がありまして、工事がなかなか難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 私から言いますと、将来的に、安全な道路、皆さんが安心して通れる道路を造ってほしい。要するに、それは全ての道路ですけれども、停車帯は山間部で、工事があるときによくやられているのですが、番号が振ってあるのです。それが離合する場所に。幅が広いからここで離合しましょうという形で番号をつけてあります。そういう形で、ここが離合場所ですと表示していただいて、そこをちゃんと造っていただく、そして路肩もしっかりと造っていただく。やっぱりそういうことがどうしても必要ではないかなと思うのです。

だから、今できることは、そういうことをお願いしたいということです。この件については町長の考えを、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 道路整備については、従来は新設をする、舗装をすると、そして円滑な交通を図ることが第一目的でありましたが、もはや今は逆に、その道路をいかに長く使うか、あるいは維持修繕をしていくかということでありまして、先ほどから出ていますように、離合する場所がないとか、あるいはカーブのところをもう少し広げるとか、あるいは路肩の見直し等、ご提案をいただいたところではありますが、現場も見て、そういった部分でできるだけ費用をかけないと、かけないものでできるものがあれば、すぐ取り組んでいきたいと思っております。そういったことをご理解いただきたいと思います。検討はしていきます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 今後の道路を造るという形で、これをしっかりと、もう1回、再度確認していただいて、現場を見ていただいて、やっぱりここはしておくべきというところを、まず地元の方とも相談しながら、その辺の確保をお願いしたいと思います。

先ほど、次の質問についても一部課長が答えていただいたのですが、山間部において、特に冬場に多いのですが、動物による落石が非常に多いです。今年はどういうわけか、動物が少ないのか、餌がないのか、余り今年は石が落ちておりません。これは県道も含めてです。県道に関しては、網がつけてありますので、そんなに心配はないのですが、町道はほとんど網がつけてありませんので事故が多いわけです。

1番目立つ事故は、まずパンクです。それから、時に石が跳ねて、山間部の石は硬いのですが、タンクに穴を空けて油漏れを起こしたりとか、私も実際にありました。そういった事故があるわけです。

それと石が落ちていきますので、必ず通るときに、石をどけないと車が損傷します。そういったときに、実際、石が落ちてくるということもありました。

過去にも、この落石については同僚議員も質問されて、棒杭を置いて、落石を止めるとか何かやってほしいという一般質問されておりましたが、この落石に対する安全対策は何か考えていらっしゃるのか。先ほどちょっと答えがあったかと思いますが、再度答えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） すみません、前後しましたけれども。落石の安全対策としましては、先ほど申しましたストーンガードを162メートルほど今設置しております。併せまして、通行に支障がない幅員のある場所につきましては、仮設防護柵の設置を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 1つの例を言いますが、木城、中之又に祇園滝があります。実際、祇園滝が、今はどうなっているかといいますと、中の整備は、観光協会のほうに予算があって、いろいろ整備はされています。ところが、途中の道路が落石とか何かで、基本的に看板は出ているけれども祇園滝には行けないというのが現状です。

これは落石ですけれども、これにもう少し木城町としても、せっかく観光の目玉として、いろんなところを見れば、観光施設として祇園滝が出るわけです。ところが現状は危なくて行けない。ちょっとおかしいのではないかという気がしております。

この祇園滝のそういった落石に対する防護の考えというのはないかどうか、お聞きしたいと思います。

います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 祇園滝に上がるまでの遊歩道のことでしょうか。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 広場から滝ではなくて、広場まで行く道路です。広場まで行く道路。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 落石の防止ということで、先ほど技術的なところで2通り、モルタル吹付かネット張り。ネット張りを進めますと、今度は離合がなかなか難しくなったり、今の現況にネット張った場合、ミラーが当たったりする関係で、この山間部の落石防止対策というのは、そういう方法はあるけれども、なかなか費用面が相当になりますので難しい。部分的にはそういったところで進めていきたいと思っておりますが、再度、現場をもう1回調査しまして、できる範囲のことを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） まず現場にいくと、全てが落石するわけではないです。落石箇所は、決まっています。その箇所だけにそういった何かで、柵をして落ちないように安全策をとってもらえれば。せっかくああいう形で観光地として銘を打っているわけですから、それを今も消してないわけです。ということは、現実としてあるということですので、安全対策をしっかりとし、皆さんが見に来られる場所に、観光施設として、していただきたいと思っておりますのでお願いしておきます。

続きまして、洪水時の落石により、暗渠や溜柵が詰まり、大雨時の災害が懸念される中、現在の大雨に対応できない構造になっているものもあります。今後、どのような対策を考えているかお聞きします。この溜柵と暗渠ですけれども、ほとんど詰まっております。私が考えるに、昔の雨と違って、今の雨は、木とか石とかも流れてきますので、ちょっと小さ過ぎるのではないかと。あとは勾配をしっかりとつけて、それが入っても流れるような構造的に見直しをする必要があるのではないかと、山については、そのあたりをどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 現在、職員によるパトロールでありますとか、直営作業員による、溜柵とか側溝の清掃等は適宜行っておりますけれども、今ご質問ありましたとおり、最近、短時間に大雨が降るという関係で、砂利等が流出して、溜柵や側溝が詰まるということが多発しております。これは横断側溝の、あの――口径が不足しているところもありますので、これは随

時調査をしながら改修工事を行っていく必要があると思います。通常はそういうことをしております。

また、中之又地区につきましては、公民館長といつも密に連絡をとってございまして、こういった早期に対応する体制はとっているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 現状がどうなっているかということ、溜柵が詰まってしまっている関係上、水が流れないわけです。それがアスファルトの上を流れてしまうということは、当然そこが傷んでくるわけです。要するに、強い道路にするためには、それを撤去して、ちゃんと水が流れるようにすることが大事です。確かに今の大雨は、本当にもう一気に雨が降ります。だから昔の雨とは違うという観念で、再度このあたりの見直しをやっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

最後に、町道の草刈りですが、今はほとんど業者に委託しているのが実情でありますけれども、地区内の町道管理は地区住民に依頼しています。ところが、現在は高齢化によって地区民では草刈りできない地区があると聞いています。今後の管理をどうするお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 現在、町内の道路につきましては、各公民館の皆様のご協力によりまして草刈りを実施していただいているところであります。ありがとうございます。

また、例えば、溜水田神線などの交通量が多い場所、それと地域ではどうしても草刈りが困難な路線につきましては、業者に委託して草刈りを行っております。そのほかに、人家等がない路線につきましては、直営のうちの作業員によりまして、今草刈りを実施しております。

今ご質問がありましたとおり、今後、地域の高齢化に伴いまして、草刈り等が困難な地区というのが出てくると予想されますので、地域の状況をお聞きしながら対応を協議する必要があると考えているところです。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 確認ですが、地区内で高齢化でどうしてもできないとなったところは、町に相談すれば、その対策はとれるということよろしいでしょうか。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） これまでも、路線におきまして、そういうことで意見がございまして、うちで調査をして、そこはもう人家が全くない路線でありましたので、そこについて

は、うちの直営人夫のほうで草刈りを実施している路線もございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） では、よろしく願いしておきます。

時間がありませんので、次へ進みます。

最後の質問ですけれども、道路の最後の質問です。県道東郷西都線の松尾ダム付近の改良工事が、私が見ている限り、今年度は余り進んでいないというのが現状ではないかと思えます。令和元年度時点では、ここに橋の建設、それからトンネルの建設も計画にあったわけですが、今後、これがどのようになるのか、現在の状況と、2市3町で毎年、県に対しては要望活動していることは私も知っておりますが、どのような要望等になっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今お尋ねの県道東郷西都線につきましては、平成5年に、いわゆる道路整備をしっかりとやってみようということで、当時の、今もそうではありますが、2市2町の首長、議長、それから道路担当課長で組織をして、期成同盟会をつくられて、県知事、それから県土整備部長、それから議会議長に対して要望活動を行ってございまして、年々少しずつではありますが、道路改良は進んでいるものと思っております。

ただ、県のほうも、県道でありますので県がお金を出していくわけではありますが、やっぱり財政事情、厳しいものがありますので、そういった部分では、なかなか計画どおりに進まない、あるいは今年度は特にコロナ禍の関係で、基金取り崩しもなされているようでもありますので、そういった部分では厳しいものがあるのではないかなと思っておりますが、しかし、ほかの路線と比べると、やっぱり数段に改良は進んでいるものと私は理解をしています。

といいますのも、いわゆる南海トラフでの生活道路、あるいは輸送道路としての役目もありますし、一方では、主要地方道でありますので、しっかり整備をする役目が県のほうにありますので、そういった部分でなっています。

ただ、今おっしゃった、今未改良区間、はっきり言えば、石河内の先から中之又の部分は、急峻な山間地、それから山あいの道路でありますので、特にお金をつぎ込んでも距離、メーターが伸びないという状況からすると、なかなか目に見えてよかったなという部分がなかなかできないというのは、ご理解いただきたいと思っております。

しかし、そう言いながらも、しっかりと予算は下がることなく、今現在下では、例年、維持か、それ以上の予算がついておりますので、お願いをしたいと思います。それから橋を架げるとかトンネルを抜くという計画もあることは確かではありますが、それについては、そのときの事情で、私が町長になってしばらくしてですか、それについては、ちょっとこう先延ばしと言いましょ

か、計画どおりにいかないというようなことを聞いていますが、とにもかくにもこれからしっかりと、改めて2市2町一緒になって取り組んでいきたいと思えます。

それから、お尋ねの要望、改良事項等については、大きくは3つあります。1つが、現在施工中の松尾工区、今おっしゃった部分であります。特に、石河内中之又間の早期完成をしていただきたい等が1つ。

2つ目に、未改良区間がまだありますので、例えば尾鈴橋付近のところ、それから松尾トンネルから鹿遊橋までの部分、それから西都市の平原工区も残っておりますので、この3か所の未改良区間を早期に整備していただきたいということ。

それから3つ目に、さっき財源を言いましたが、道路財源の確保を行って、道路整備を進めていただきたいというのを、3町でもって、この3項目で要望しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 要望は続けていただきたいと思えますが、この道路ですが、松尾ダムの県管理ダムの上を通るわけです。災害時には緊急の輸送道路にもなっておりますし、観光道路としても活用できる道路です。この道路は県管理ダムの上に造っているのに県管理ダムで相当利益も上がっているのになぜもう少し一生懸命になって改良工事していただけないのかと腑に落ちないのですが。本当にこの早期完成が、もう待ち遠しくて、皆さん待ち望んでおりますので、しっかりとした要望を活動いただきまして早期完成を願いたいと思えます。

それでは、続きまして、交通対策についてお聞きいたします。

本町においては、交通死亡事故ゼロが続いております。ところが、交通事故は非常に多くなっていると。特に、高齢者の交通事故は、全国的にも増加しております。それについて、高齢者の免許返納者も多くなっているのも事実であります。

そこで、この免許返納者に対して、タクシー割引券などの特典がある自治体もありますが、本町では、何かそういった特典を設けているのか、また、なければ、今後、何らかの対策は考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） ただいまの議員のご指摘のとおり、免許返納者は年々増えております。本町の免許返納者数は、平成29年が13件、平成30年が11件、令和元年が15件、本年は、途中ではございますが、現時点で6件となっております。

また、宮崎県全体でも返納数が増えておりまして、平成18年度時点では1,499件、これが10年後の平成28年には2,086件と、約1.4倍に増加しております。

ご質問の免許返納に対する木城町としての特典でございますが、ご指摘のとおり、県内では、

バスやタクシーの回数券を配布している市町村もありますが、このような特典は、免許返納後における一時的な交通手段としては有効だとは考えておりますが、返納後の恒久的な交通手段、このことを考えますと、免許返納後に対する特典よりも、その代替策として昨年度より試験運転がスタートしてありました乗合タクシー「あおぼと号」が、本年10月より本格運行を開始したところでございます。

現在、高鍋警察署では、免許返納者が県内で受けられる特典の一覧表を配布されておりますが、木城町内では、免許返納カードの提示によります木城温泉館湯ららの入浴料割引が明記されているということになっておりますが、今後は、木城町独自の免許返納に対する有効的な特典の検討を行うとともに、例えば、アクセルとブレーキの踏み違いを防止できるような施策、そういった内容も含めて、高齢者の方の健全な運転寿命の確保と、免許返納に対する積極的な検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 確かに、車の安全対策も、本当に必要な部分ではないかと思えます。そのサービス。それと、先ほど乗合タクシーの件もありますが、先ほど私が言ったのは、タクシー割引券ぐらいは、当初だけでも構いません、ずっとでなくてもいいので、何か1つぐらいサービスを設けていただくとありがたいと思っておりますので、ご検討をお願いしたいと思えます。

続きまして、今年の10月に、先ほどもお話ししました乗合タクシー「あおぼと号」の本格運行が始まり、利用者も増えていると聞いております。これも交通政策の一環であろうと考えておりますが、町民から、町外への運行の要望があるのは、多分もう聞いていらっしゃると思います。確かにこれは、いろんな問題で、町外の運行はできないことは承知しておりますけれども、将来に向けて町長に何か対策はないのか、お考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） おっしゃるように「あおぼと号」、10月から本格運行を始めているところでありまして、今のところ利用者も増えてきているという状況でうれしく思っているところであります。

課題の大きな問題点、課題が、今おっしゃったことだろうと思えます。ただ、これについては、やっぱりしっかりと検討をする、検証することが大事なかなと思っております。いわゆる宮交バス、それからタクシー、いわゆる公共交通機関を全く考えなければ、全く考えなければ、今おっしゃるように、町外デマンド交通ですることも可能であります。しかし、そのバスとかいうのは、意外と木城町の存在感と言いましょか、木城町をアピールする上では、大きな一つの、地域の

足の1つでありますので、その影響も考えなくてはいけないという部分では、しっかりと検証しながら検討させてくださいというのが、私の考えであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 本町は医療機関が少ないわけです。どうしても近隣市町村の病院にかからなくてはいけないという現状を考えると、これから先は、近隣市町村と色々な形でのタイアップもしなくてはいけないのではないかと考えております。このあたりを考えると、交通機関を全て自費で行くという形になってくると、いろいろ高齢者にとっては負担な部分も出てくるという気がしております。このあたりを考えると、何か対策を、今後考えていただけたらという思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次です。宮崎市においては、宮交バスが一日乗り放題の乗車券を、出しているらしいのですけれども。木城温泉館湯ららまで、宮崎市から来て100円か200円ぐらいの金額で来られるという方が結構いらっしゃいます。こういったことを本町において、町独自で交通機関と協力して、何か取り組む考えがないかだけお聞きしたいと思ひます。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほど町長も言われましたが、現在走っておりますバス、タクシー、いわゆる公共交通機関との連携という部分は、すごく大事だと思っております。現在、町内には宮交バスが乗り入れ、タクシーも走っており、そちらのほうから町外等の移動しているものであります。

先ほど言われましたバスの割引券等につきましては、宮交バス事業者が助成しており、このことについては、町内の方も利用できますので、その旨、月報等で周知をしたところであります。

町としましても、この宮交バスの乗り入れにつきましては、今後も継続して行っていきたいと考えておりますので、現在できることとしましては、運行の継続という意味での運営補助等の継続という形になると思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 本町は、電車が通ってなくて、バスとタクシーに、頼るしかないわけです。今、バスの時刻表を見ると、結構な時間帯でバスは通っております。でもこれは余り利用はされていないのではないかと気がしているわけです。この「乗合タクシープラス何か」という形の、その「プラスを何か」を考えていただきたい。乗合タクシーを使って、乗り継いで行ける形がスムーズにできて、そして割引券か何かをつける、割引制度をつくるとか、何かプラスアルファを考えていただけたら非常に助かると思ひます。そのあたりを、できないできないで

はなくて、どうしたら、何かできる方法はないかを、これを考えるのが行政だと思います。そのあたりもう一度考えていただいて検討していただきたいと思います。何かありましたら。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほど言いましたように、宮交バスは、町外に行くための交通手段であります。大変便数等も少なく、不便な状態ではあると思っております。ただ、時間の使い方によって、いわゆるスケジュール感を自ら持って、高鍋であったり宮崎であったり、電車等経由して行けますので、そういった公共交通機関の利用の仕方といいますか、そういった部分の普及も進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 地域の足ということを考えれば、いろんな選択肢があると思います。先ほど言いましたように、やっぱり総合的に私たちは検討せざるを得ないというのが正直なところであります。しかし、おっしゃるような部分もあります。一方では、宮交バスに乗ってくださいと。今、4便ほど走っていますが、ほとんど乗っていない。1人乗ったとき、ええ、乗っちゃったかなというぐらいのことです。それでバスの存続を図らなくてはいけない。そのために高鍋町と木城町で、いわゆる木城まで来る路線については、うちも400万円弱の維持費を毎年出しています。宮交からすれば、事業者からすれば、もう赤字路線なので、もうやめたいと、やめさせてくれというのが普通だと思いますが、先ほどから言いましたように、それをなくしてもらったら、いわゆる一つの公共機関がない町としてのダメージが大きいと私は思っています。

そういった部分からは、高齢者に限って、もう1つのおっしゃるような地域の足を考えるのは可能だと思っておりますが、今のところは「あおぼと号」、そして福祉保健サイドが支援サービス等も行っていますので、そういったのを取り組んでいただければありがたいなと思っております。

その上で、それでもとなれば、先ほど言いましたような高齢者に限って何か手立てをしていくというのはありかなということで、いずれにしましても大きな課題でありますので、鋭意検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） この交通問題は、さらにこれから高齢者が増えていくわけですので、このあたり真剣に、私どもを含めて検討を重ねながら、何かいい方策はないか考えていっていただきたいと思っております。

それでは、最後の質問ですけれども、新校舎建設についてお聞きいたします。

令和5年4月開校に向け、小中一貫義務教育学校建設が、いよいよ来年より始まるわけですが、名称も、最近ですか「みどりの杜木城学園」に決まっております。コロナ禍において、少し心配

なところもありますが、無事に建設が進行することを願いたいものであります。

そこで、町民が一番気になることが、どれぐらいの予算が必要なのかということではないかと思えます。今回の校舎建設の概要を見ますと、できるだけ既存の附属棟は活用して、校舎のみの建設で済むことや、建設段階で仮校舎を造らなくていいということで、非常に無駄のない建設事業になっていると思います。

そこで、現段階においての建設に係る総工費を、大体どれぐらいで考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 今お尋ねのありました義務教育学校につきましては、校名も決まり、内容につきましても、教育内容につきましても充実した内容を進めるべく検討を進めているところであります。

さらに、お尋ねのあった、そういう内容がより充実して有効に活用するよう、校舎の建築の中身も、今検討しているところでございますが、そういうような配慮をしながら進めており、新校舎建設については、現在、実施設計を委託しているところであります。この内容について、この後につきまして課長が述べたいと思います。

○議長（神田 直人） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 教育長からも答弁がありましたように、現在、実施設計を、昨年は基本設計を行いまして、現在、実施設計のほうに入っているところであります。

この実施設計が年明け、来年の3月までとなっておりますので、したがいまして、まだ現在、明確なといいますか、おおよその総工費ということでの答弁とさせていただきたいと思えます。令和3年度から令和5年度にかけまして、約30億4,300万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 30億円超のお金がかかるということで、大体そういうぐらいかなという私も予想はしておりましたが、これは予定額なので、まだまだこれから変更があるとの認識において、今度は予算に関連することでお聞きしますが、名称の「みどりの杜」のごとく、校舎の内装は、多分ふんだんに木材の利用があると私は考えております。そこで、その内装代についてですが、これを安い外材を使うのではなく、木城産の杉、ヒノキ材の使用の考えを持っているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 教育長。

○教育長（恵利 修二君） 今お尋ねがあったように、木材を有効にたくさん、ふんだんに使っていくということでありまして、また予算の関係、または県産材、町産材を含めて、それをできる

だけ活用したいと考えておりますが、今後の設計の中で、そういう部分については十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） これはオリンピックの関係ですが、国立競技場ですか、あそこは各県の材を使っているわけです。そういう形で、せっかくこんな学校を造るのだから、外材とかではなくて、さっき言いましたように、宮崎県の、木城町の材木をしっかりと使っていただきたい。この前にも話したことなのですが、早くしないと、これも間に合いません。業者にそういう形の依頼をすれば、今ならまだ間に合うと思いますので、できるだけ木城町の子供たちが地元の木の中で生活する、それだけでも結構安心感あります。そういった形で、これは真剣に考えていただきたいと思います。

それと、ついでのことですけれども、平成29年公立学校施設建築費標準単価というのが出ていますけれども、これを見ると、床面積が1平米当たり18万7,200円という平均数字が出ております。これも何かの参考になるかと思います。床面積に係る費用が1平米当たり18万7,200円と。そうすれば、何平米かで、大体それが平均だということに分かると思います。

必要な部分には、私はしっかりと予算はつけてほしいと思います、必要な部分はですね。でも必要でない部分はできるだけ切り詰めて、そこはメリハリのある予算、この建設については、しっかりとやっていただきたいと。必要ないものは使う必要ありませんが、さっき言いました必要な部分については、しっかりと予算をつけていただきたいと考えております。

新校舎建設は、本町にとって将来に向けての大きな投資となります。長期的な返済が求められますが、どのような財源を考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 義務教育学校校舎建設事業につきましては、新校舎建設工事を、令和3年度から令和4年度までの期間、継続費として予算計上いたします。令和4年度に学校備品購入、令和5年度に旧校舎解体工事及び外構工事の予算計上を予定しております。

現時点におきましては、令和3年度以降の義務教育学校校舎建設事業に係る財源につきましては、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金などの国庫支出金として総事業費の約11%の3億2,400万円、学校教育施設整備事業債などの町債としまして、総事業費の約60%の18億1,700万円、公共施設等整備基金からの繰入金としまして、総事業費の約26%の8億円、その他、一般財源としまして総事業費の約3%の1億2,000万円を予定しております。

また、公共学校施設整備負担金において実施する事業などの町債につきましては、地方財政措置としまして、その元利償還金につきましては、後の5年度に普通交付税の基準財政需要額に算入できるということになっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） ちょっと私、耳が遠くて、ちょっと聞こえなかったのですが、国庫支出金をもう1回、後でどのくらいあったのかをお願いしたいと思います。

それとこの償還期間ですが、大体何年、どれぐらいを考えているのかをお願いしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 償還期間につきましては、35年を計画しております。それと、国庫支出金ですか、国庫支出金につきましては、総事業費の約11%の3億2,400万円を予定しております。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 35年、これは当然、財産ですので、長期にするのは当然です。

それぐらいは妥当かなと考えております。

しっかりと予算組みをして返済をしていかななくてはいけないわけですが、それだけ木城町にとって大事な建設事業でございますので、よろしく願いいたします。

それから最後ですが、当初、旧校舎は全て解体という話だったのですが、途中で一部を避難所等に活用する話が出ておりますけれども、解体をするよりかは使えるものは使ったほうがいいという考えは私も同意見です。このあたり、現時点でのお考えはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 新校舎については、先ほどから出ていますように、私はやっぱり木城町教育の百年の計の思いを具現化していくのが「みどりの杜木城学園」だと思っております。そして、今ご質問のありました旧校舎の活用計画であります、当初の計画では全て取り壊すということで進んでおりましたが、先般、9月の台風10号の教訓を生かしますと、いわゆる、それから施設の有効利用からすると、災害避難所も併せて検討すべき、確保すべきだなというのが出てきましたので、今その方向で検討を、今教育委員会のほうにさせていただいているところでありますが、今私が承知している部分では、南側の1棟を残した段階でも、最初の計画からは影響はないと聞いておりますので、多分、このままでいきますと南が1棟残して、災害時の避難も含めて有効活用がなされるものと、今理解をしています。

以上です。

○議長（神田 直人） 中武良雄君。

○議員（6番 中武 良雄君） 南側は小学校と中学校ありますが、中学校はちょっと厳しいと思うので、小学校の校舎という形でよろしいですか。はい。使えるものは使っていくという形が、私もよいと思いますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。

最初にも述べましたけれども、コロナ禍により工事の進捗状況に影響がないことが一番望まれることです。そして何よりも工事が始まると、車の往来が多くなるわけです。そこで地区住民の安全、そして子供たちの安全を優先しなくてはいけないので、そのあたりを十分考えていただいて建設にかかっていたいただきたいなと思っております。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（神田 直人） 6番、中武良雄君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時43分再開

○議長（神田 直人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、7番、8番の質問事項については、一問一答式により、1番、久保富士子君の登壇質問を許します。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 改めまして、おはようございます。コロナ感染症拡大に伴い、お亡くなりになった方々、また、現在大変な思いをされている方々に、心よりお見舞いを申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中で、私たち国民のために一生懸命頑張っておられる医療従事者の皆様に、心より敬意を表したいと思ひます。また、県内でも毎日10人前後の患者が発生している現状がありますので、今後も気を引き締めて生活していく必要があると思ひしております。

それでは、今回、3つの点について質問をお尋ねをしたいと思ひます。

まず、公営住宅の連帯保証人についてお尋ねいたします。

今年の1月20日の朝日新聞に掲載された記事によりますと、公営住宅が住居困窮者にとって住まいのセーフティーネット——安全網の「最後のとりで」と言われながら、保証人確保が壁になって住宅弱者が公営住宅などに入居できないというような事例が後を絶たないとありましたが、本町の現状はいかがでしょうか。お伺ひいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今の質問でありますけれども、木城町の場合は、保証人の確保が直接の原因で公営住宅に入居できないというのはあまりないと思っております。木城町の場合は、特に入居希望者が多い場合に自分が希望する公営住宅に入れないというのがどちらかというと多いというふうに認識をしております。そうとはいっても、更新時における保証人の確保でありますとか、町外者が転入されてきて保証人確保に苦慮されるということは承知をいたしております。

詳細につきましては、環境整備課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 公営住宅の保証人でございますけれども、現在その制度を取っておりますけれども、全国的にも、単身高齢者の増加等によりまして保証人を見つけることが難しくなっているという報道等を受けております。本町におきましても、今後、同様な状況になってくるのかという認識は持っております。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今は、現在の状況をお聞きいたしまして、少しは安心したところでございますが、今後、高齢化に伴い、こういう問題はだんだんと増えてくるのではないかなど危惧はしております。

次に行きます。2番目に、公営住宅に入居を希望する場合、条例によって連帯保証人を立てることが定められていますが、この連帯保証人の資格とその債務についてお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 資格、要件というように理解してよろしいでしょうか。

現在の連帯保証人の要件でありますけれども、原則2名必要でありまして、町内の方または三親等以内の親族で町外・県外の方も認めるということにして、ただし、こういう方がいらっしゃらない場合は、親族以外の町外・県外の方も認めると。また、法人もよしとしております。それから、おおむね65歳以下の方ということで年齢制限を設けております。それから、入居者と同程度以上の所得のある方ということです。それから、県営住宅、市町村営住宅に入居していない方。それから、国・地方税、それから各種使用料の滞納がない方。最後になりますけれども、連帯保証人2名の住所が異なる方ということの要件でございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、担当課長の説明にもありましたように、要件として、連帯保証人2名、それにおおむね65歳以下の方とあるわけですけれども、この連帯保証人2名の根拠と、「おおむね」は曖昧な言葉に私は感じるのですが、この説明をお願いいたします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 連帯保証人2名といたしますのが、連帯保証人が入居者に代わって保証する場合に、今年4月、民法改正以前は限度額がございませんでしたので、1つ考えられるのは、1名にした場合、その保証人が負担する金額が多くなる関係で2名を設定しているというように思っております。それと、もう1つが、2名の方の1名の方が例えば県外にとかそういうことになった場合のことを考えて2名を設定しているものと考えております。

それから、65歳以下の方ということですが、現役世代で所得等を考えたときにおおむね65歳が相当ということで「おおむね」という言葉で濁していますが、これにつきましては、現在は入居者と入居者の保証ができる所得がある方であれば、この辺りは今のところは相当年齢のほうは引上げといたしますか、やっている状況ですが、基準的には65歳ということの設定がなされていると思っております。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今言われたように、おおむね65歳以下の方で、今、最高は何歳ぐらいの方が保証人になっておられるのでしょうか。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） ちょっとその資料がありませんので、大体記憶としては70歳とかいう方もいらっしゃいますし、今、所得が年金のみでも保証人になれると改正されていますので、相当年金で収入がある方はいらっしゃいますので、その方につきましては70ぐらいの方もいらっしゃると思っております。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、連帯保証人の見直しについて、近隣の町にお聞きしましたところ、これは高鍋町でございますが、議員からの指摘で数年前にこれを調査して、そのときに死亡者を含む65歳以上も大変多く見られたと。それで大変な状況であったとお聞きしておりますが、本町においては、毎年、連帯保証人の見直しは行っておられるのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 民法改正において連帯保証人を保護するというのが大きなポイントであります。上限なく無限に同じ連帯して保証、責務を果たすというのは難しいというのがありまして、今回の民法改正になったところでありまして、今年の4月1月から施行されたところでありまして、木城町におきましては、3月の第1回議会定例会で、この民法改正の議案を上程しておりますが、皆さん方全員のご賛成を頂いて条例の一部を改正しております、それにのっとって保証人の要件緩和等を含めて全て対応しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、町長が申されましたように、民法が2017年の5月に改正されて、今年の4月に施行されました。今回の改正は、民法を国民に分かりやすくするため、基本的ルールを明文化すること、保証契約を分かりやすくするため、基本的なルールを明文化することとなっております。その中で、保証契約に関する部分の改正で、保証人が負う上限額の設定、先ほども担当課長が話されましたけれど、設定が義務づけられました。これにより、今後の保証人の確保が私はますます難しくなるのではないかと考えておりますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私は逆に連帯保証人のいわゆる一つの役割の保証するという部分が上限が設けられたので、逆に連帯保証人をお願いをすると、あるいは保証人をお願いするのは容易になったものと私は思っています。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 私は逆に心理的にも金額が設定されますと大きな負担となって、かえって保証人になることを避ける動きが見込まれるのではないかとと思うのですが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ですから、上限を定めたということです。連帯保証人は、原則、その保証した方の全てを負うわけです。極端に言えば、1億円であれば1億円払わなくちゃいけないと。そういうので逆に破産をする人たちが増えてきたということで、これは大変だということで今回の民法改正がなされました。上限額を決めたというのは、1億円でも大変なので、例えば、うちの場合でしたら家賃の1年分を上限としています。中には2年、3年と滞納される方がいらっしゃいますけれども、いらっしゃったとしても、今までではその3年分滞納すれば3年分払わなくちゃいけない。しかし、今回は上限額を決めましたので1年分でいいですよという改正をしておりますので、先ほどから申し上げましたように、連帯保証人の額の上限を定められたということは、逆に保証人制度、保証人をお願いをする場合にはある意味では容易になったものと理解をしています。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次に、公営住宅が住宅に困窮する低所得者の住居の安定を図ることをその役割としていることを踏まえ、国土交通省が公営住宅管理標準条例（案）を見直し、連帯保証人を必要としないことを改めるとともに、2018年3月30日付で、公営住宅の入居条件に連帯保証人の確保を条件から外すよう通知を出しています。また、今年の1月20日付の朝

日新聞によりますと、公営住宅で入居の条件としてきた保証人確保の規定を廃止する自治体が相次いでいるということですが、このことについて本町のお考えをお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 今、ご質問がありましたとおり、平成30年3月30日付で国土交通省のほうから通知が来ておりまして「保証人の確保を公営住宅入居に際する前提とすることから転換すべきと考えます」という、住宅困窮者の公営住宅入居に支障が生じないよう、これは「地域の実情を総合的に勘案して適切な対応をお願いします」ということですので、これでいきますと、保証人制度をなくしなさいということではなくて、その地域の状況に応じて見直しを進めていきなさいということだと私は考えております。

保証人制度ですが、これまでも保証人を見つけるのが難しいという意見がございまして、一番新しいところでいきますと、平成24年度に要件の見直しをしております。具体的にいきますと、見直し前は、保証人2名のうち1名は町内という限定だったのですが、原則として町内の方または三親等以内の親族、なおかつ町外・県外も認めるということと、例えば、それでも保証人が難しい場合については、住所要件はありません。それと、親族要件もなしという見直しをしております。それと、収入の件ですけれども、見直し前は年金収入のみの方は不可となっていたのですが、24年見直しにつきまして、入居者と同程度以上の所得がある方ということで、この2点につきまして平成24年に見直しがされて、現在もこれを運用しているところでございます。以上でございます。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 入居者の方が家賃を3か月以上滞納した場合、速やかに連帯保証人への連絡をしているのか。また、現在の3か月以上の滞納件数というものはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 住宅料の滞納の関係ですけど、今現在はできるだけまらないように、もう1か月、2か月でもしよっちゅう連絡を取りながらやっております。うちの運用としましては、住宅料が4か月以上滞納があつて、今のままでは自主納付が難しいという方につきまして、保証人に連絡を取るという取扱いをしております。現在は保証人に連絡したという事例が最近はございません。3か月以上滞納した方については、今のところは早め早めに処置をいたしますので、いらっしゃらないようにしていますし、そういう努力を今しているところでございます。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 県も4月から連帯保証人の入居条件を2名から1名と緩和しまし

た。今後、少子高齢化や核家族化が進めば、保証人になってくれる身寄りのない単身者や高齢者が増えることは確実です。

3年後に池田住宅の取壊しが決定しております。それで、現在、15部屋に31名の方が入居されていますが、65歳以上の高齢者が18名、そのうち一人暮らしの高齢者は6名いらっしゃいます。取壊しが決まって要望があれば別の公営住宅に優先的に入居できることになっておりますが、しかし、高齢のため、連帯保証人を見つけることがなかなかできないというお話も入ってきております。その中には、連帯保証人が1人なら何とか確保できると、1人ならいるのですがという話も出てきております。そういう話が出てきておりますので、このように生活環境がだんだんと変わってきている中で、ますます連帯保証人の確保が難しくなってくると思われま。今後の連帯保証人対策や在り方についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 連帯保証に限らず、保証人制度というのは私たちが社会生活を営む上で、あるいは経済生活を営む上で必要なものの1つであると思っています。ですから、他人に頼らず自分で何でもできるという人がおれば、何も保証人制度を使わなくていい。しかし、ほとんどの方は、ある意味では何がしかの保証人制度にのっかって生活をしなくちゃいけないという部分では、ある程度やっぱり保証人、大きくは2つありますが、いわゆる金銭債務をするというのと金銭以外の保証をするという役割がありますので、その役割を一人一人がよく考えておくというのがまず大事だろうと思っています。

それから、具体的には、住宅、賃貸、公営住宅といえども賃貸住宅で、いわゆる保証人制度を設けております。それはお互いに入る方も、それから管理をする私たちにとっても、よりよい住んでいただくための一つのツールだと思っていますので、よろしく申し上げます。

ただ、国のほうも、先般、連帯保証については上限額を定めた改正をしました。私たちのほうも、先ほど、国交省からの通達にありますように、地域の実情等を総合的に勘案して見直していきなさいという通知も頂いておりますので、そういった部分では、住宅困窮者が入居しやすいように、連帯保証人の在り方についても随時、今も改正をしていますけれども、見直し等は今後もしていきたいと思っています。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今の町長のお言葉のように、今後もぜひこの件については検討をしていただきたいと思います。

次に、2番目ですけれども、災害時の避難の在り方についてお尋ねいたします。

9月の台風10号は、特別警報の台風との予想で、早い段階から小丸川氾濫危険情報が出されたことにより、早期に全町民へ避難指示及び避難勧告も出されましたが、コロナ禍で3密を避け、

避難できる施設の確保は十分にできていたのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 9月の初めの台風10号でありましたが、本当に記録的な大雨と暴風のおそれがあるということで、私たち、最大級の警戒を行ったところであります。特に国交省、それから気象庁のほうから、小丸川の堤防が決壊・越流の可能性がありますよということでありました。この基本は、7時間雨量が447ミリを国交省のほうは想定して築堤がされていると。今回は気象庁からの予報によりますと400ミリから600ミリということで、はるかに雨量が超えるということで、決壊等のおそれがあるということでありましたので、私たちとしては小丸川流域にいち早く避難指示、避難勧告を発令をしたところであります。

また、全国ニュースでも頻繁に取り上げられましたので、そういった部分では、今回、地域住民の方々にとっては、身に迫る危険とか命の危険を感じられて避難された方が多かったように思っているところでありますが、私たちは、今年は特にそうではありますが、まず、住民の命を守るということを第一、その次に、コロナ禍でありましたので、3密を避ける避難行政運営を心がけたところでありますが、詳細につきましては、担当課であります総務財政課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今回の台風10号、これは先ほどから議員も言われているとおり、想定し得る最大限の対策を取っておく必要があるというような内容の情報が気象庁や国交省からも出されていたところでした。そういった面から、避難者の数も平成17年の台風14号以上と想定して、可能な限り多くの避難所を開設する予定で準備を行いまして、合計12か所の避難所を開設いたしました。避難所運営に携わる職員も役場職員、ほぼ全職員で対応しても、まだ人数が足らずに会計年度任用職員——前でいえば臨時職員ですが——の方々にも協力を仰いで運営したところでございます。

中でも大きい避難所としまして、小・中学校の講堂、体育館も避難所として使用したところでございますが、両避難所とも定員に達したときには、校舎を含めた使用に対する協議を学校長を含め教育課としておりましたが、小学校講堂が定員に達したことで特別活動教室、こちらを避難所使用の範囲として広げたところでございます。校舎につきましては、ほぼ使用しないで済むような状況での対応が可能であったことから、それ以上のさらなる避難者の受入れも可能であったと考えております。そういったところから考えますと、コロナ禍の中での3密を避けるための避難所の確保ということではできていたと私は考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回は、高城地区の避難施設、これが4か所設置されたわけですが、早い段階からこの避難施設が満員になったということで、避難所へ行くのを諦めたという住民の方々の声も聞かれました。

今回は、3密を避けるために避難施設の収容人数を減らすことは事前に分かっていたわけですが、各避難施設の収容人数や避難者数の予測の対策はしておられたのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今回開設した避難所、先ほども申し上げましたが、12か所の避難所の地域防災計画上の収容可能人数の合計が1,850名となっております。コロナ禍の中で3密を避けた避難所運営を想定した場合には、事前の想定では約2分の1から3分の1程度になるのではないかと想定しておりました。実際に最大で419名の方が避難されたということで、全ての避難所が定員に達したわけではございませんが、コロナ禍における避難所の収容人数については、地域防災計画で想定しております人数の4分の1から3分の1程度が受入れ可能な収容人数であるのではないかと判断しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 椎木地区側のほうは小・中学校がありますし、今後は、先ほどのお答えで、小学校の校舎を残す、南側を残すというお話で、2年後には義務教育学校の校舎も建設されますから、避難場所としては十分あるのでは、確保できているのではないかなと思いますが、現在の高城地区の避難施設の個数を考えますと、果たして高城地区は十分なのかという疑問は感じます。

町民の方々にお尋ねしますと、皆さん「高城地区側のほうは高いから安心よね」というような話をよく聞くのですが、それは、今、全国あっちこっち、特に九州はここ何年か災害が起こっております。100年に一度とか想定外の災害が起こってきているわけですが、こちらが高いから安心というようなことは言えないのではないかなと思っております。

そこで、高城側にちゃんとした施設を考えていただけるのかどうかということです。大水が出ますと小丸川の高城橋も比木橋も通れなくなると思います。そうなったときに、今回のように早々と避難施設が満杯になってしまうと、避難したくてもためらってしまう方々がいらっしゃいます。現に今回もそうでした。そうならないためにも、高城地区にはちゃんとした避難施設が必要になってくるのではないかと考えます。今後、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 最近の災害時における避難行動といいますか、避難場所等についても、災害の種類でありますとか規模等によって臨機応変に対応しなくてはいけないものだと思ってお

ります。一時期前は、車中泊は駄目ですよと言われてましたが、もはや今は垂直避難、それから高台への避難、あるいはホテル、前回もそうでしたが、ホテル・旅館等への避難、車中泊、いろいろなパターンが考えられますので、そのために私たちとしては的確な情報をしっかりと伝えていく。通常はここは駄目だけど、ここは大丈夫ですよというのを的確に情報を連絡をするということが大事ななと思っています。

それから、専用の避難所建設を言われましたが、私としては、財政的余裕はありませんので、今、早々に専用の避難施設を造る考えはありません。ただ、今ある施設を、どこの市町村もそうありますが、兼ねてやっているという状況でありまして、ご理解を頂きたいなと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今、町長が言われましたように、情報を的確に町民の皆様に伝えていただくことが本当に大事なことだと思います。今後は事前に町民の避難先の聞き取り調査をしていくことも必要になってくるのではないかなと思います。事前に避難先を把握しておくことによって、分散避難をされる方と避難所利用者の数が大体把握できてくるのではないかなと思います。それで避難所の運営にも役立つと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 避難行動に対する町民の方々の意向調査や希望される避難所の確認及び指定を事前に実施するという事は、町民の皆様がご自分の避難先を明確に理解する上ではいいのではないかなとは思いますが、一方では、例えば、Bの避難所受入れ予定の方がAの避難所に来られた場合や、また、事前確認を行っていたにもかかわらず、ご自分の避難先を把握されていない方が避難された場合に、指定してある避難所に移動していただく必要も出てくることも予想されます。これは、例えば、定員に達している状況で他の避難所に移動をお願いするのと移動をお願いする状況は違いますが、結果としては同じことになるように考えます。実際に、確認作業を行うマンパワー不足も含めて実施するのは難しいと考えます。今後も町民の皆様に対しましては、コスモス通信やホームページ、SNS等を活用した行政からの連絡や報道等による様々な情報を各個人でしっかりと把握をしていただきまして、早めの避難をお願いするという事を繰り返し繰り返し啓発、広報でお願いすることが私たちにとって必要なことだと思いますので、そのように考えております。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 国も来年度、災害対策基本法に、高齢者や障がい者らの避難方法などを事前に決めておく個別避難について、市町村への努力義務化するよう策定を促し、財政支援の検討もしています。また、2013年に災害対策基本法を改正し、要支援者の名簿作成を市

町村に義務づけています。内閣府は指針で名簿掲載者全員の個別計画を策定するよう求めています。本町の状況と取組をお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） ご質問のありました要配慮者・要支援者の件であります。現在、木城町災害時要援護者避難支援計画というものに基づいて、一昨年より新しく災害時要援護者避難支援システムというのを導入をしております。そのシステムの中で登録管理を行っておりまして、対象者要件には、例えば、要配慮者でありましたら75歳以上の高齢者または障がい者と介護保険の認定者等、配慮の必要な方を登録をしております。同じく要支援者につきましては、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯で支援が必要な方または障がい者手帳受給者等ということで、要件に従いまして現在システム管理を行っておりまして、もちろん異動等がありますので、随時更新を行っているところであります。

ご質問にあります個別の支援計画につきましては、昨年度より一部運用をしておりますが、もともとその個別計画に必要な情報というものが、本人家族の状況であったり、建物の状況、または避難支援に係る留意事項等、こういったところにつきましては、もともと包括支援センターのほうで支援が必要な方については情報把握ができていますと認識をしております。ただし、避難所の指定とか避難経路、あとは避難体制等、そういったところが今回、個別支援計画の必要性の中に入っておりますので、そういったところを順次整理をしていくという作業を行っていく必要はあると思っております。

ただし、戸別訪問については、今年度はコロナ禍の状況でありますし、調査等々にかなり時間を要する項目もあるということで、現段階で今年度は戸別訪問を通しての確認は中断をしているという今の状況になっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 3番目の高城公民館は浸水危険地域がぎりぎりのところに建っているわけですが、もし浸水した場合、垂直避難がここは平屋なので困難になると思われるのですが、避難場所としてここが適しているのかどうかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 高城町公民館につきましては、浸水想定区域には含まれておりませんので、避難所として活用させていただいております。

現在の浸水想定区域の考えとしましては、小丸川流域の9時間の総雨量が607ミリに達したときとされております。今回の台風10号と比較しますと、6日から7日6時までの総雨量が県内外を含め多い地域として発表されておりました神門の522.5ミリや、えびのの477.5ミ

り、椎葉の439ミリと、約24時間での総雨量でも基準となる9時間607ミリを超えていないことから、高城町公民館が浸水する可能性は極めて低いのではと考えております。

今後とも、風水害の避難所として高城町公民館につきましては活用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回、台風9号、10号が接近する前でございますけれども、避難場所について高齢者の方々にちゃんと分かっているのかどうかということをお尋ねしました。そこでお尋ねしましたら、自分がどこの避難所にどのようにして避難してよいのかということが分からない方が結構いらっしゃったのには驚きました。町からも2018年にハザードマップ、結構大きなハザードマップを配布していただいております。各家庭にこれは配布されていますが、これをほとんど活用していない、ほとんど見ていないという方が多い現状があります。そのような状況を行政としては把握しているのかどうか。また、各地区への避難場所はちゃんと周知されているのかどうかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今回の周知方法としましては、これまでのコスモス通信による周知のほかに、新しくSNS「LINE」の活用に加えて、町ホームページを活用した周知を行ったところでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、SNSやホームページによる周知方法は、高齢者の方に対する周知としては最適ではないと考えております。とは言いましても、なかなかいい周知方法は見当たらないというのが実情でございます。高齢者の方が一番聞いているのがコスモス通信ではと考えておりますので、コスモス通信による事前案内を数多くこなすとか、臨時放送——今回も複数回しております。臨時放送として、開設している避難所の案内についても、受入れ状況などの情報を随時報告したところではあります。今後可能な限りいろいろな手法を活用しまして周知ができればと考えております。コスモス通信でまた言うのか、また言うのかと町民が思われるぐらいしつこく広報・啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） ホームページ、SNS、これはとても高齢者はついていけない現状があります。先ほど言われましたように、コスモス通信、これも何回も言われると、先ほど言われたように、うるさいというような話も出てきておりますけど、自分の命を守るためですので、町民の皆さんもちゃんと聞いていただきたいと思います。また、公民館単位でも説明、避難場所の説明とか、周知の説明とか、そういうことをしていただけたらいいのではと思っております。

次に、以前は地区公民館ごとに避難場所へ避難していましたが、現在は、地区は関係なく、どこの避難施設に避難してもよいということになっているそうです。しかし、各地区の高齢化が進む中では、以前のように地区ごとに避難したほうが安否確認もスムーズにでき、周りが同じ地区の住民同士なら安心感も生まれて不安も少しは解消できるのではないかなと思います、いかがお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 地区ごとに避難所を設定するというのも1つの有効な方策だとは考えております。ただ、中には、違う地区の方同士で「私はあの方と一緒に避難したい」とか、そういう話も伺いますので、難しい面が、どっちを取れば最適かという面では難しいところもあるのですが、いろいろなことを想定しながら今後検討していきたいと考えます。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 検討のほどよろしくお伺いいたします。

次に、今後、高齢化が進み、防災面におけるコミュニティの役割がますます必要になってくると思われます。日頃から自助・共助による取組を進めることが大切ですし、災害時には住民間の支え合いが重要になってきます。そのような防災意識の啓発活動などを実施しているのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今年度におきましても、在宅避難や縁故避難といった分散避難に対する広報を避難する上での事前準備を含めた形で数回実施しております。

災害時においては、まずは適切に情報を集めていただきまして、早めの避難を行っていただくことを重点としまして、住民間の支え合いや各家庭における備蓄食料の考え方など、様々な情報を広報しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） すみません、1つ質問が抜けておりました。

先ほども申し上げましたように、高齢者の方々ですが、自分がどこの避難場所にどのように避難してよいのか分からないという方が多くおられます。その理由として、ここ最近、避難訓練が行われていないということも原因ではないかなと思われそうですが、今後、全町民を対象にした避難訓練の実施の予定はあるのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 今、コロナ禍において全町民を対象とした訓練の実施は難しいと考えておりますが、町民の方々を含めた避難訓練や防災訓練が可能な時期になれば計画する必

要があると考えております。しかしながら、全町民を対象とした避難訓練になりますと、細部までにこだわった内容とすることが難しい面もあろうかと思えます。しがたいまして、ある程度地域を限定した形で開催することによって、例えば蜜の濃い防災訓練、そういったようにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 私も今、担当課長が申されましたように、コロナ禍の状況ですので、なかなか町民全員でということは難しいと思えますが、災害はいつやってくるか分かりません。できれば公民館ごとにそういう避難訓練を実施していただけたらいいのではないかと思います。

次に、災害時には、隣近所、地域住民同士が互いに支え合うことが非常に大切です。今後も災害リスクの増大と少子高齢化の進む中で、自主防災組織の役割は大きくなってくると思えます。自助力を強化するために、地域住民一人一人の防災意識を向上させることが求められますが、本町では自主防災組織はいまだ2か所のみと、増加の傾向が見られておりません。推進への取組と今後の対策はどのように行われるのかお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 自主防災組織につきましては、ご指摘のとおり、防災意識の向上を目的とする上では大変重要な組織であると認識しております。木城町内でも、地区により想定する災害が少なからず違っていることも考えられますので、結果的にそれぞれの地区で想定される対応も異なるということになります。災害時にどのような行動を取るべきなのか、事前に自主防災組織として整理していただくことも災害時においては大変有効的だと考えております。

町内には、現在、川原地区と四日市地区に自主防災組織が設置され、活動を行っていただいております。現在、岩淵地区が設立に向けた調整をしていただいております。活動内容等について相談を受けているところでございます。

活動範囲や活動内容の調整を行う上で、実際、自主防災組織の立ち上げについては、様々な災害を想定して、しっかりとした組織化や膨大な活動方針を決める必要があるというように考えられて、敬遠されている地区もあると考えておりますが、地区内の世帯状況や避難ルートの確認、連絡網の作成だけでも自主防災組織として十分な防災力向上を図ることになると考えておりますので、まずは現実的に可能な範囲としての組織を検討していただきまして、後に活動範囲を広げていくということも、1つの手法ではないかと考えておりますが、今後も要望がございましたら、地区説明も実施させていただきますし、広報活動も継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 大規模災害が発生したときには、行政に頼るのみでは限界があります。地域住民、行政が一体となって防災意識を高め、お互いに助け合う協力体制を築いて、災害に強いまちづくりに取り組むことが重要だと考えます。今後、各地区に自主防災組織が結成されることを期待したいと思います。

3番目の質問になりますが、プレミアム商品券の販売状況についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策の一環として、6月にプレミアム商品券、9月にジャンボ商品券と立て続けに販売されたわけですが、9月のジャンボ商品券に関して、販売状況をお伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ジャンボ商品券については、いわゆるコロナ禍で疲弊をしている消費の喚起を促すということ、それから、そういった意味ではしっかりと地域経済を動かしていく、市場に金を回すということが大事かなというのが1つあります。

それから、当然、コロナ禍ではいろんな面で制約を、影響を受けておりますので、プレミアム率に、昨年度まで2割でしたが、今回3割にいたしました。そして、そのうちの1割は飲食店が大変な影響を受けているということで、特別に飲食店の部分を1割つけて3割としたところであります。

商品券につきましては、幅広く皆さんが買い求めができて、先ほどから言いますように地域経済を回していくという部分では、大変大きな効果のある事業だと私は認識をしています。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 第2弾になります。プレミアム商品券、コロナに負けるなジャンボ商品券事業の現状ですけれども、これは、先ほど久保議員からもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策を受けた町内の経済対策ということを第一義的に考えております。それに伴いまして、本年度二度目のプレミアム商品券の発行を行いました。

現状としまして、11月24日現在で町内販売分につきましては、販売予定が1万5,000冊で1万1,100冊、それから町外用としまして1,000冊を用意しました。現在のところ、町内用が3,900冊、町外用が100冊残っている状況です。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 全部で4,000冊ぐらい残っているわけですが、今回、完売ができていないということで原因はどこにあるとお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 売れていない原因といたしますか、残っている状況は、先ほど申したとおりです。これにつきましては、通常、1回1万冊で予定していたものを、今回2度売ったということ。それから、町外に関しても、積極的な外貨を稼ぐ意味での町外での枠を設けた。それから、今回第2弾目につきましては、通常1万冊のところ5割増しの1万5,000冊で販売した。量的、質的な部分だと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 有効期限が2月の末までということで、3か月を切っているわけですが、これが完売できなかった場合、どうなるのか、お伺いいたします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） プレミアム商品券につきましては、事業主体は木城町商工会が行っております。それにつきまして、町としては、このプレミアム分、それから印刷等の印刷費等の事務費等を補助しております、当然、売れ残った分については市中にも流通しないということで、この分のプレミアム分につきましては、補助金が返還されるものとなっております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 町民の方から、その日の生活があつて、商品券にまとまったお金が出しにくいとか、購入しづらいとの声も聞かれます。お金の工面ができる人しか買えないと。経済的に余裕がある世帯、優遇ではないかという声も町民の中からは上がっております。

町長はこのような町民の声を、どのように受け止めておられますか。お伺いいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私が正直申し上げまして、購入しづらいという声を、しづらいという声を聞いたことは、すみません、ありません。ただ、先ほど言いました飲食店の取り扱いについては、今年はよしとしても、いいとしても、来年度からは検討したほうがいいんじゃないのというような声を伺っていることは確かであります。

それから、何事もそうではありますが、このプレミアム商品券、発行主体を商工会にお願いをしていますが、まだ今年度については、そういった部分も含めて、全体的な検証等がなされていませんので、当然、終わった段階で検証をなされまして、それがまた私のほうにも報告で上がってくるだろうと思っておりますので、それについては真摯に受け止めて、改善するべきところがあれば改善をしていきたいと思っております。

最初の質問、甲斐議員のところでも申し上げましたが、このプレミアム商品券事業については、

やっぱり四方よしだろうと思います。買い手、いわゆる町民よし、それから売り手、商工会とか行政よし、それから生産者、商工側も含めて生産者よし、そして全体値で地域よし、近江商人ではありませんが、その四方よしのものが、このプレミアム商品券事業だと私は思っています。

いろんな町民からの声については真摯に受け止めて、改善すべきところは改善していきたいと思えます。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 今回のジャンボ商品券の目的は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている地域経済の回復を図るとともに、消費者の家計の支援、売上げが減少した地元商店や地元飲食店への支援がありますが、社会弱者でも買い求めやすいように、他市町村でもやっているところは何か所かありました。金額は様々ではございましたが、私が考えますところ5,000円ぐらいの券を発売し、町民の皆様に使っていただけたらいいのではと。そういう要望もあります。

また、食事券に関してですが、先ほども言われましたように、いろいろとお話はお伺いしております。特に高齢者です。高齢者の方々は、外食を余りされない方が多いようで、食事券をどこで使っているのかというのに悩んでおられるということもお伺いします。

先日も商工会から、お尋ねがあったと、聞いたのですけれども、スーパーでお弁当とかオードブルとか購入しますが、そういうものにも使うことはできないのだろうか。同じ飲食になるから、そういうお話も上がってきております。これについて、どのようにお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 本年度、プレミアム商品券の中に使えるお店が限定される食事券というものを、コロナ禍の影響を加味した上で設けたところです。

これにつきましては、新型コロナウイルスの蔓延防止、感染防止という観点から、飲食店におかれましても、今までのとおりの飲食店営業ではなく、いわゆるテイクアウトであったり、お持ち帰りメニューであったり、こういったものの新たな事業展開をお願いしていたところでありま

す。そういったことも踏まえまして、今後、いつまで続くかわからない、このコロナ禍の影響を考えますと、飲食店等におきまして、今までどおり来たお客さんだけに、当然、コロナ対策をやった上ですけれども、今までのどおりの営業というのは難しいという認識を持った上で、新たな事業展開というものを考えていただきたいということもありまして、今回、設けております。

ですから、今回、先ほど、何度も言いますけれども、一番コロナ禍の影響を受けたのは、従前たる飲食店の営業を行っていた飲食店という認識は持っておりますので、そちらへの支援と考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 次です。消費者の家庭への支援として、全町民に、今、先ほど言いましたように、一律5,000円ぐらいの商品券を配付していただくのも、公平性の観点からよろしいのではないかと考えております。また、コロナ禍での生活を支えるほか、地域経済の循環にもなるのではないかと考えます。

もちろん経済効果としては、少し小さくなるかもしれませんが、全町民に行き渡るようにいろんな施策も必要ではないかと考えます。町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） コロナ禍においては感染予防対策と、それから私たちの生活を支えているのは経済でありますので、しっかりと経済を回していくという、この2つの側面でもってバランスを取りながらしなくてはいけないなと思っています。

ただ、おっしゃるようにコロナ禍、収束が見えるまでは、やっぱりしっかりと感染予防対策と、それから経済対策をしなくてはいけないだろうと思っていて、今、おっしゃったような経済対策の部分では、5,000円の商品券、多分、無償での配付ですよね、無償配付5,000円という提案もいただきました。状況を見て判断をさせていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 町長も、今、おっしゃってくださったように、前向きに検討をお願いいたしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（神田 直人） 1番、久保富士子君の質問が終わりました。

○議長（神田 直人） 次に、9番、10番、11番の質問事項については、一問一答式により、3番、森伸夫君の登壇質問を許します。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 3番、森伸夫でございます。まず初めに、新型コロナウイルスに感染され、お亡くなりになられた全ての方々に哀悼の意を表しますとともに、療養中の方々にお見舞いを申し上げます。また、コロナ禍の最前線で働く医療従事者関係の皆様方のご苦勞に感謝を申し上げます。

本町も、新型コロナウイルス感染症発生以来、職員の皆様には、通常業務に併せて感染防止に日夜ご苦勞をいただいております。さらには、県内に鳥インフルエンザが発生しまして、緊張感も高まっており、その対策に当たられている職員の皆さん、特に大変寒い中に24時間体制で対応していただいております消毒ポイントに業務される職員の皆様のご苦勞にも感謝を申し上げ

るところでございますが、私も経験がありますが、深夜に消毒ポイント業務をすると、かなり心身ともに疲労がたまります。対応されている職員の皆様の健康管理にも十分ご配慮をいただきたいと思えます。

ここから一般質問とさせていただきます。

最初に交通安全対策についての項目の中で、最初に交通事故の発生状況と事故防止対策について質問をいたします。

本町は、2009年11月6日から10年間、死亡事故が発生しておらず、県内初として内閣府から交通安全功労者表彰の伝達を受け、今年で11年間死亡事故ゼロとなり、大変喜ばしく思うところでございます。

今後も、町民と関係機関並びに各団体とも連携を図りながら、死亡事故ゼロの継続に向け、心新たに、気を引き締め、飲酒運転の絶滅と交通事故防止の啓発を高めていかなければなりません。

県警のまとめでは、今年の交通事故発生件数は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛も影響し激減したが、死亡事故は減っていないというような報告もあります。町内の交通事故の発生状況をお聞きします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 本町での交通事故発生状況ということでございますが、平成30年におきましては、人身事故が15件、その事故に対する負傷者が18名、物損事故としましては67件となっております。

令和元年度の発生状況につきましては、人身事故が20件で負傷者が23名、物損事故が68件となっております。

今年度の発生状況でございますが、10月31日現在ということになりますが、人身事故が12件、負傷者が17名、物損事故は55件となっております。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 死亡事故はゼロ継続中ではありますが、交通事故は発生をしております。今月は師走ということで年末の何かと気ぜわしい時節となっており、飲酒運転根絶強化月間でもありますが、飲酒運転と交通事故防止についての対策をお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 木城町の交通事情としましては、交通量の多い国道10号線を迂回する様々な種類の大型トラックの通過が多く、特に早朝の通学時間帯には大型トラックに加えて通勤車両が加わるということで、交通量がさらに増加することから、県道やその周辺道路において、交通事故が発生しやすい傾向にあると思えます。

この部分に対する対策が重要だと考えておりますので、事故防止に対する対策としましては、

児童生徒に対しましては、木城っ子安全守る隊・応援隊の活動に加えまして、保護者や学校職員を含めた様々な方々の活動が継続して実施されていますので、通学する上での適切な安全環境が整っていることが通学時の交通事故防止に大きくつながると考えております。

夜間、事故防止としましては、今年度で4年目となりますが、反射材の無料配布を実施しております。夜間ウォーキング等をされる方に対する、車からの視認性の推進を実施しているところであります。

高鍋警察署におかれましても、毎月20日は朝の立ち番、30日には自転車の取締まりを実施するほか、年に2回程度、県警にて保有しております可搬式オービスを活用した取締まりを実施されています。さらに、警察職員による巡回による事故が多い箇所の巡回をされているところでございます。

先ほども申されましたが、12月は飲酒運転根絶強化月間にも指定されております。高鍋警察署においても取締まりの強化等を行われていると思っておりますが、町としましては、宮崎県交通安全対策推進本部等が作成されたチラシ等を、月報により配布を行ったり、コスモス通信を通じて、広く町民の皆様に対して交通安全、飲酒運転根絶の啓発広報を継続して行っているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 今から年末に向かいます、日没と交通量が多くなる時間帯と重なり、交通事故が起きる危険性も高まってきます。先ほどもありましたが、ドライバーは気を引き締め、早めのライト点灯、歩行者や自転車は反射材等を活用し、周りに存在を知らせる、夕暮れ時の事故を防ぎたいものです。

また、飲んだら乗るな、乗る人には飲ませない、飲酒運転は犯罪であります。絶対にしない・させない・許さないを徹底していきましょう。

次に、道路の区画線並びに規制線等の整備について質問をいたします。

昨年12月議会で、交通安全対策の一環として、県道、町道の区画線・規制線等の不鮮明な箇所の整備について質問をいたしました。歩行者の安全確保のために、重要な対策とした中で、町管理の区画線等については、緊急性の高いものから整備する、公安全管理の規制線等については、整備に必要な箇所の情報提供を行っていくという回答でありました。

まず、町管理の区画線等の整備についてお聞きします。

昨年12月から本日まで1年間の中で、整備の済んだ箇所と、今後、整備を予定している箇所がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 町道の区画線につきましては、修繕が必要なところは順次修繕を実施しているところでございます。

昨年度につきましては、湯屋ヶ坂から岩戸に上がる場所の高城防疫倉庫がございりますが、その東側、外側線の区画線の修繕を行っております。

今年度につきましては、百合野地区の2か所でございますが、広域農道からの入り口と百合野茶工場前の修繕を実施しております。

図面で説明したほうが、分かりやすいと思うのですが、今の説明で、場所が分かれたかどうか分かりませんが、いずれにせよ、その2か所です。今年度はしております。

また、カーブミラー等は支柱の腐食等によって修繕が必要なものが確認次第、順次修繕を行っております。

年次計画というのは、特段決めておりませんが、環境整備課のパトロールで気づいたところとか、町民からの要望がございましたら、その都度対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 昨年、回答で言われました緊急性の高いものを優先整備するというのに、若干疑問を持っております。

次に、公安全管理の規制線等の整備についてお聞きしますが、公安にどのような情報提供をしているのか。また、その情報により整備実施された箇所はどこか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 公安に対しましては、町からの要望として高鍋警察署交通安全課の規制担当と連絡を密に取っております。その中で、改善予防等を上げているところではございますが、令和元年度につきましては、田畑の以前、津江商店があったところですか、あの付近にありました横断歩道、こちらを、現在、重木地区の分譲住宅地のところに移設をさせていただいております。

令和2年度、今年度につきましては、出店比木線の、場所ですとイワモトオートよりも、まだちょっと岩淵寄りになるのですが、ダイヤモンドの標識です。これを2か所引き直していただいているところでございます。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 1つ具体的にお聞きしますが、昨年の議会の質問の中で、保育園並びに学校周辺のライン整備について質問をいたしました。回答で、不鮮明やラインを認め、早急に整備するとの回答でありました。早急にという文言が1年以内なのか、3年以内なのか、

5年以内なのか、ちょっと不明な点があります。

この件について、昨年、一般質問をした後、どう処理をされたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 昨年の一般質問での回答で、今、森議員が、おっしゃったようなことがあったということですが、私のほうが申し訳ございません。把握しておりませんので、直ちに現地を確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 前任の総務財政課長でありましたので、その点だけ申し添えたいと思います。

県道、町道を問わず、道路を確認していただくと、区画線、規制線等消えているところ、消えかけているところ、かなり不鮮明なところがあります。予算の都合もあるとは思いますが、安全対策の一環として、計画的に、特に保育園、学校周辺においては、交通安全教育の観点からも早めに整備をするとともに、公安委員会も強く情報提供をしていただくように希望をしておきたいと思います。回答は要りません。

次に、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化対応について質問をいたします。

自転車は手軽な乗り物であり、町内でも子供から高齢者まで幅広く利用されている一方で、他県であります。自転車事故による高額な損害賠償の事例も発生をしております。

今回、県の条例で令和3年4月1日、来年度から保険加入の義務化がされることになりました。本町としては、どのように取組をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 森議員のおっしゃられますとおり、自転車保険の加入義務につきましては、宮崎県において、宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が制定されて、令和3年4月1日から施行されることとなっております。

この条例において、自転車の交通ルールの遵守や乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検整備、自転車損害賠償保険等への加入義務化が明記されております。

罰則規定こそありませんが、自転車損害賠償保険等の加入が、今後義務化されるということになります。全国的なニュースを見ますと、自転車における事故で数千万円という損害賠償を求められるような事案も、多々発生しております。

ヘルメットの着用についても、ヘルメットをつけずに事故をした場合、自分の身が危ないということを考えていただいて、ヘルメットの着用はしていただきたいと。保険を、例えば自分が何か事故あった場合に、多額の損害賠償を請求されるというようなことを考えますと、やはり自分

の身を守る、自分の生活を守るといった意味では、それぞれのご自身が、それに向けた取組をしていただく必要があると考えております。

しかしながら、町として何もしなくていいのかというわけではないと考えております。やはり、損害賠償保険の加入については、コスモス通信や月報等、そういうものを活用して、様々な面で自転車の安全で適正な利用の促進について、ことごとく継続した広報活動を行って、少しでも多くの方が損害賠償保険に加入していただくように、広報活動を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 次のところの質問の回答も、今、ありましたので、若干飛びますが、今、言われたとおり、今のところ保険の未加入者に対する罰則規定はないと。ただ、義務化されて未加入自転車で事故を発生させると、裁判等でも不利な状況となることが予想をされます。

既に、先ほど言われましたように全国では高額な損害賠償の事例が発生をしております。2点ほど紹介をしますが「判決、男子小学生、11歳が夜間帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において、歩行中の女性62歳と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。賠償額9,521万円」「男子高校生が、昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進した男性会社員24歳と衝突。言語機能の損失等が残った。賠償額9,266万円」保険に加入されていたかどうかは定かではありません。

ほかにも、多数判決事例がありますが、中学生は現在、自転車通学を認めていますし、私用では、小中学生を含めて多くの自転車利用があると思います。

先般、県の広報誌10月号で内容の説明がしてありましたが、加害者の経済的負担の軽減と被害者の保護も含め、損害保険の加入について強制はできないと考えますが、自転車損害賠償責任保険の義務化と交通ルールの遵守や自転車の点検整備の努力義務化について、PTA等でも説明検討をいただきたいと思います。

町民の安全を守るために、大変大事なことだと考えますので、本町も県と一緒に、取組対応を頂きたいと希望をします。回答は要りません。

次に、石河内展望台改修工事について質問をいたします。

最初に、工事の進捗状況について質問します。

この石河内展望台改修工事につきましては、9月議会での承認案件でありますので、このことを決して否定するものではありません。あらかじめ申し添えます。

石河内展望台改修工事について、どのように現在進められているのか、工事完成後の構築物の構造については、どのような形になるのか教えていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 石河内展望台の工事でございますけれども、先月の24日に入札を執行いたしましたして、工事を発注いたしました。

工期は来年の1月29日でございます。工事内容ですけれども、今回、デッキの床を樹脂水性の材料への全面張り替え、60平米ほどありますが、全部張り替えます。それから土台、それから手すりなどの塗装工事、塗装を181平米ですけれども、今回、発注するものでございます。形としては、今と全く変わらないという形になります。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 木から耐久性のあるものに変えるということですね。なぜ、この改修工事を進めるようになったのか、経緯を今一度お尋ねしたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 当施設につきましては、平成9年に木造で建築しております。建築から22年が経過し、老朽化により、工事内容にもありましたが展望台床面が腐食し、転落のおそれがあるということで、今回、安全面を考慮していたしたものです。

なお、これまでに、平成9年に建設しておりますが、平成27年に、一度、床の一部、小規模な改修工事等を行っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 老朽化のために、今回、改修ということで、その部分は十分理解ができます。

私も現地を確認しましたところ、一部老朽化が進んでおりまして、危険性も感じましたので、担当課に連絡をいたしましたところ、素早く進級禁止の看板とロープで事故防止対策をしていただいたところでありました。ありがとうございました。

次に、周辺道路、県道ですが、整備に係る県との連携について質問をいたします。

皆さんもご存じのとおり、展望台に立つと、石河内本村や新しき村が一望でき、木城町を代表するすばらしい景観だと感動をいたします。

ところで、年間どのぐらい利用があるのか、また展望台周辺道路環境をどう思われているのかお聞きします。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） この展望台、この施設における利用者人数というのは、詳細な調査は行っておりません。ただ、現在もサイクリング等、特にこのコロナ禍におけるアウ

ドドアの部分の広がりにより、石河内周辺まで自転車等で来られる方がいらっしゃいます。そういった方々が、この展望台、先ほど言われましたとおり新しき村であったり、石河内の集落であったり、こういったところを眺めるのに活用していると思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 石河内高城高鍋線、県道19号線ではありますが、谷内地区に入ると、落石注意が2か所、小屋町峠から展望台を挟んで、落石注意が5か所、前の台風によるガードレール及び一部路肩の損傷があり、異常気象時など連続雨量200ミリ時には交通止め、寒いときは凍結によるスリップ注意、そういった状況であります。県道22号線の整備により、この道路、県道19号線の利用者は余りないのではないかとと思うところではありますが、先ほどありましたように、一部あるということですが、そういったものを含めてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 県道については、県が考えることではありますが、ただ私たちが伺っていることは、県道東郷西都線が整備をされましたので、これまでもう一つの県道石河内高城高鍋線について、東郷西都線の迂回路としての道路としてもっていきたいということで、そのために現状維持の管理を行っていくとお聞きをいたしております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 県道でありますけれども、展望台からは緑に囲まれたすばらしい景観があります。途中には、白木八重牧場に武者小路実篤文学碑、石河内本村に下りると、郷の駅石河地、活性センター、テニスコート、ピノQ館、中八重緑地公園、新しき村、えほんの郷に通じる道路であります。県当局との連携、どのように捉えているのか、要望がどのようにしてあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 環境整備課長。

○環境整備課長（吉岡 信明君） 県道整備でございますけれども、現在、県道東郷西都線を中心に要望改良の、中心の要望活動を行っております。石河内高城高鍋線につきましては、先ほど町長からありましたとおり川沿いに、川原から石河内間、整備されましたので、その東郷西都線が仮に通行止めとなったときの迂回路として、石河内高城高鍋線を現状維持していくというような県の考えでありますので、今のところ石河内高城高鍋線については現状維持をお願いすると、災害が起こった場合はすぐ対応してもらうような方向でやっております。これについての改良工事は、今のところ要望はしておりません。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 先ほどから申し上げましたように、この県道石河内高城高鍋線は迂回路というような位置づけをされているようではありますが、先ほどから言いましたように、せめて現状維持の修繕をお願いをしております。

それから、先ほどから出ておりますように、小屋町峠、手前のほうには展望台があります。それから九州森林管理署のほうでは郷土の森があります。それから、併せましてツツジ等の、いろんなヒラドツツジでありますとか、いろんな種類のツツジが斜面に植えてあります。それから文学碑もあります。そういうことで、一つの観光スポットとしての役割もありますので、しっかりと利用ができるように、維持管理については、適宜土木事務所等にもお願いをしていきたいと思っています。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 石河内展望台との関連があるか言っておりますが、利用者は余りない現状、道路環境は悪い、整備の期待はできない、今回投じる石河内展望台の改修資金が無駄にならない方法はあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 県のほうは全くしていないというわけではなくて、現状のほうでやっているということでありますので、そこは理解をしていただきたいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 先ほども申しましたが、昔の県道ではなくて、今の新しい川原から石河内に抜ける県道から上へ、いざなう看板的なものも設置し、展望台にいざなえるような活動というのをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 先ほどから県道の話が出ておりますが、県道も適切に維持管理がなされていくものと思います。森議員おっしゃられるとおり、この展望台、新しき村を中心に一望できる木城の大変魅力的な、象徴されるスポットだと思っております。

この展望台をしっかりと維持管理、危険のないように安全にしておくということで、こちらを利用される町外からのサイクリング来られた方であるとか、あるいはドライブがてらに寄られた方だとか、そういった方々に木城町の魅力をアピールする上でも、非常に有効な施設だと考えております。

県ともしっかり意見交換をさせていただきながら、今後有効な活用ができるように、私からも

お話をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） ありがとうございます。石河内展望台につきましては、先ほど申しましたとおり、本町の自慢できる財産、宝であります。ですから、大事な費用を投じて改修するのだと考えますが、周辺道路が現状維持と言われましたが、まだ、なかなか改修が進まない状態でありますので、展望台だけ改修しても目的達成にはなかなかならない、展望台が決して宝の持ち腐れにならないように、石河内地区の施設利用者拡大のためにも、全力で、今、副町長が言われましたように県への要望も進めていただきたいと希望いたします。

次に、コロナ禍における感染防止対策と財政についての項目で、最初に新型コロナウイルス感染防止対策について質問をいたします。

コロナ禍で始まりコロナ禍で終わろうとしている、まさにコロナ禍に翻弄された2020年、感染防止対策、この言葉が耳慣れした感がありますが、今一度、気を引き締め直したいと考えているところでございます。

世界では収束どころか感染が猛威を振るい、今もなお拡大をしている状況の中で、国内でも首都圏を中心に感染が広がりを見せ、県内でも他県から持ち込まれた形で会食などで感染者が発生し、家庭内や職場などに広がっている状況であります。

アメリカの製薬大手ファイザーが開発中であり、日本にも供給を受ける予定のワクチンが、有効性94%以上になったと明るいニュースもありますが、日本でのワクチン接種が始まるのは、早くて来春以降との情報が伝えられております。

感染防止を行いながら経済活動を高めていくことも大切なところですが、経済活動を活性化すると感染者数が拡大をする、専門家も経済と感染防止の完全な両立は難しいとの認識を示しております。

大変悩ましい状況にありますが、長期化することで気の緩みがあるのも事実であります。行政として、現時点での感染防止対策をどう考えておられるかお聞きをいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 新型コロナウイルス感染対策について、今、森議員がおっしゃったように、やはりしっかりと今感染拡大防止と、それから経済を回していく仕組みが大事だろうと思います。いろいろ言われていますが、はっきりしていることは1つありまして、1人1人がマスクの着用、手指消毒、それから3密を避ける行動に心がけて、新しい生活様式の生活をすることは大事なということは何れもない事実としてありますので、そこら辺りをしっかりと訴えながら対策は講じていきたいと思っております。状況、対策等については、対策本部の事務局長でもあります福祉保健課長のほうから答弁させます。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 先週末、若干宮崎県の対策指針が改訂をされておりますので、現状を踏まえて、基本的な感染対策を回答させていただきたいと思っております。

ご質問にありましたように、全国並びに宮崎県においても今第3波に直面をしているという状況で、県内の状況につきましてもご承知のとおり、現在警報レベルが2ということで、特別警報の状況であります。ただし、宮崎市においては連日新規感染者が発生をしております、1番危惧されるのがクラスター、いわゆる高齢者施設、もしくは老人保健施設等で発生をしております。そういったところからの広がりもあるということで、12月2日の県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、宮崎県の対応方針が改めて改訂をされたところであります。この中で、これまでの緑圏域、黄色圏域、赤圏域という3段階の圏域区分に新たに黄色圏域と赤圏域、黄色圏域の内訳になりますが、オレンジ圏域感染警戒区域というのが新たに作られたところであります。この中に現状宮崎市が含まれるという形で指定をされました。併せて、今回の対応方針ですが、警報レベルの発令の目安も改正をされております。特に、感染が急増する市町村単位などの区域において、スポット的に感染の主な原因である感染機会につながる場面に焦点を当てた措置を一定期間講じることができるとされました。この点が、先週の対策本部の中で改訂をされたところであります。そういった状況を踏まえて、現在11月からこの12月、かなりの感染者数が累計発生をしております。7月から8月の第2波を超えるような勢いというところまで来ておりますので、改めて宮崎県のほうが先日12月を感染拡大防止強化月間と位置づけられたところがあります。そういった県の状況等を踏まえて、今後町民の皆様にも周知徹底を図っていかねばいけないと思っております。現在もホームページ、もしくはコスモス通信でもお流しをさせていただいていますが、国のほうがこれまで感染リスクが高まる5つの場面というのを出してあります。それを受けて、県においては今回の感染が職場と会食が本日宮崎日日新聞のほうにも掲載されておりましたが、今回70%という形になっております。改めて、会食のみやぎきモデルというものを発信をされております。この5つの場面も今回のみやぎきモデルも同じく本町のホームページのほうに併せて掲載をさせていただいております。会食時の対応等につきましては、このみやぎきモデルに徹した形で町民の皆様にもしっかりと徹底をお願いしたいと思っております。

しかしながら、基本は、基本的な感染対策でありますので、先ほど町長が申し上げられましたように、マスクの着用であると思っております。専門家の中にはワクチンが開発されるまでは、マスクの着用が1番有効的であると言われております。併せて、手洗い消毒、3密を避ける行動、大声を出さない、そしてこの時期ではありますが十分な換気、これが持続的な新しい生活様式の実践につながりますので。ここがやはりどうしても基本ということになりますので、この点を改めて継続していただくということで引き続き周知徹底を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 感染防止のためには当分の間は不要不急の外出、特に県外をまたいだ外出自粛の意識は強く持つべきではないかと考えております。県が示された6都道府県に限らず、県外はそういった形がいいのではないかと私は考えておりますが。やむを得ず県外に行った場合、また、来県者との接触があった場合、ある程度の期間は自宅で外出自粛し、健康観察をするなど、認識を持つべきだと考えますが、指導的立場としてどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 県外の往来につきましても、先週同じように改訂をされておりますので、これまでの対策等の移動制限であったり自粛要請がない状態とは異なっております。本日になりますが、12月7日から当面の間、新規感染者数が10万人辺り15人以上という都道府県を感染の拡大している地域と位置づけられております。その地域につきましても、往来自粛の対象地域ということで、不要不急の観光、帰省などの往来を自粛をお願いするという形になっております。これが現在6都道府県ということで本日から当面続くということになるかと思っております。

ご質問にありましたように、実は宮崎県自体が実質的には10万人辺り5人以上を超えている感染流行地域になります。したがって、今県のほうが毎週金曜日に感染流行地域、並びに感染注意地域を公示して、注意を呼び掛けている状況であります。宮崎県がそういう状況にあるということを含みますと、先ほどご質問がありましたようにそれぞれの周辺地域の流行地域や注意地域もあります。決してこの6都道府県に限らず、現在は全国的に流行しているという状況でありますので、どちらに移動をされる際も引き続き、十分な注意行動をお願いをしなければならぬと思っております。

今回の措置は年末年始落ち着いて迎えられることを想定して、現段階でやむを得ず往来する場合に限り移動を認めるということで自粛要請がかかっている状況であります。

ご質問であります、やむを得ず往来した以降の対応ということですが、実質的にはやはり個人の判断ということにはなろうかと思っておりますが、現在ご相談、ご意見をいただいている中でも、より感染リスクが高まると思われる高齢者や子供を中心とした人が集まる場所であったりということには、やはり2週間程度は自粛をしていただいて、行かなかつたりとか近づかなかつたりという個人の行動に配慮をしていただくというのは当然必要かと思っております。

これまでも今回のクラスター発生にもみられていますが、高齢者施設等でクラスター化しています。ただし、職員さんにつきましては、当然、医療機関等高齢者施設、または保育施設、教育

機関においてもそれぞれの事業所判断によって1週間から2週間程度の自宅待機は現在も続いております。こういった実質、対策をかなりされている高齢者施設であっても、今回の職場間であったり会食間の感染ということがあり得ますので、そこは移動後の自己管理の中で、特に家族感染も今回かなり出ておりますので、そういったところの取り扱いについては各自が十分に注意した行動をしていただくということで。一応、対策本部としては強制等を行うわけではございませんが、ご意見をいただいたり、ご相談をいただいたところには地域とあとは現地の行動であったり、向こうから来られた方との接し方であったり、そういったところを一応配慮できる範囲でご指導はさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 1、2週間は十分注意していきたいと思いますが、寒くなると人間の粘膜の防御力は低下をいたします。低温、低湿度の環境が感染を広げやすいことが様々な研究から分かってきております。特に冬は寒さと乾燥がネックとなりまして、寒さで換気が滞るほか、湿度が下がると飛沫が長く空気中に漂う感染しやすい恐れが出てきております。1人1人が移らない、移さない行動を取り、感染リスクの意識レベルを引き上げ、生活上の様々な場面でリスクの高い行動を避けながら、特に重症化しやすい高齢者、持病のある方、感染防止に注意を払うことが必要だと考えております。先ほど言われましたように、日々の体調管理、検温、手洗いや消毒、マスクを着用し、3密を避け、換気を行うなど基本の対策を継続的にしっかり行うことで、感染防止対策を地道に実践していくように、町民への息を切らせない指導をお願いをしたいと思います。

次に、町内経済の状況と支援対策について、質問をいたします。

東京商工リサーチの発表では、新型コロナウイルス関連の企業倒産は6月からの累計で600件を超えたとの報告があります。さらに、残念なことには非正規職員を中心に雇止め等により生活困窮者が進み、女性や若者の自殺が増加をしているようであります。本町では、国の事業と町独自の支援も併せて新型コロナウイルス支援対策を行っていますが現時点でのコロナ禍以外の経済的要因も含めて、収入が減少している町内産業の実態はどうか。町内経済の状況をどのように捉えられているのか。また、今後の支援対策で具体化したものがあれば教えてくださいと思います。

○議長（神田 直人） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） この新型コロナウイルスの影響を受けて、国、県、全体において経済について相当な打撃を与えております。本町におきまして、商工会が加盟店に対しましてアンケートを行っています。それによりますと、全体的な業種において、今年1年ですけ

れども、減収の見込みであるということ。併せて、特に飲食店、それから宿泊業への影響も大きく、大幅な減収見込みということで挙がっております。これらの状況を踏まえまして、補正予算等で本町、それから国、県と連携しまして、様々な支援策等を行ってきているところです。特に、町内で新たな部分としては新型コロナウイルス感染症の借金に対しまして、利子補給をしておりますが、この件数が現在約19件、全体の2割弱ということで、間違いなくこの部分についてはコロナ禍の影響を受けているものと思っております。

これからの支援策等についてですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況が不透明な中、具体的に今これをやるということは決まっておりますが、今後当然、町内経済に対する支援が必要ですので、国、県、それから関係機関とも連携しまして、必要なときに必要な支援策というのを打っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 産業振興課長。

○産業振興課長（瀧上 達也君） 農業についてですけれども、コロナ禍の影響を最も受けたのは牛関係で、子牛の値段と肉用牛の価格が一時期大変落ち込んでおりました。ただし、現在は持ち直しつつあると聞いております。

他の農作物関係では、それほど影響は出ておりませんが、焼酎用カンショの取引が影響を受けております。ただし、加工用として鹿児島や県南のほうから取引依頼があり、今年度にいたっては量的な影響は少ないと判断しております。コロナ禍に限らず、お茶の価格が下がっており、煎茶等の急須で飲むお茶の需要が下がっていることが大きな要因であり、生活スタイルの変化やペットボトル茶の流通が拍車をかけているものと考えております。

林業については、町内業者及び森林組合等に確認をしましたが、木材の価格の一時的な落ち込みにより売り上げが前年に比べ下がっているため、利子補給の申請を行ったり、落札した国有林を皆伐せずに、小規模な民有林の伐採を行い、落ちこみを防いでいるということでした。

木材価格につきましては、杉で一時期8,000円台まで下がりましたが、現在1万3,000円近くまで戻っているとのことでした。ただ、これは熊本の水害により、熊本で調達していた業者がそこで木材を調達できずに、こちらまで直接仕入れに来ているのが要因であるということで、一時的な価格の上昇であると判断しているようです。

これらの対策につきまして、先月11月15日に開催しました木城町農畜産物フェアについては、県や農協の協力をいただきまして販売し、町内農産物や加工品の販売促進に寄与できたものと考えております。

また、菜っ葉屋の敷地内で行ったということで、菜っ葉屋の売り上げに関しても、通常日曜日の売り上げ平均を1日で16万円も上回ったという経済効果も出ております。販売促進について

ですが、コロナ禍の影響下において、確実にそれが実施できるかは断言できませんが、木城町の物産販売を今のところ年明けの1月3月に2回に分け、ふるさと振興協会が主体となり、農産物に限らず、商工部門の物産も含めまして消費拡大のための物産展を行うように予定しております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 商工業の中では特に飲食店、宿泊業が影響を受けたということですが、決して十分ではないですけれども、支援対策を行っております。今後も経営を注視していく必要があると考えます。

また、町内活性化のために生活に必要なものはできるだけ町内を利用する。また、利用される側も利用されるように努力が必要だと考えますが、この点町長はどのように考えておられるかお聞きします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いわゆる今回のコロナ禍においては、昔で言いますと2008年平成20年でしたか、リーマンショックは世界的な混乱とそれから金融危機をもたらしたのですが、今回のコロナ禍はあらゆる業種、全国民、全町民影響を及ぼしておりますので、そういった部分では先ほどから申し上げましたように、しっかりと対策を講じていきたい。ただ、財源的にも町独自でやる部分については、なかなか財源が乏しい部分がありますので、そこら辺りは国、県と併せて取り組んでまいりたいと思っています。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 町内のものの利用、今、のぼりも変わっているようではありますが、町内で間に合うものについてはできるだけ町内を利用しましょうということで商工会も今、力を入れております。できるだけという意味合いで、その点をどう思われるのかということで質問をいたしました。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 失礼しました。そういった意味からも、今回商工会のほうでのぼり旗立っております。かつて、たばこが落ち込んだときに、たばこは地元で買おうというスローガン、のぼり旗を掲げられましたが、今回も同じようなのぼり旗を立てて、いいなと思います。先ほどから言いましたように、いわゆる地域内の経済を回していく、潤わせるというのが大事かなと思いますので、そういった取組についてはしっかりと応援をしていきたいと思っています。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私たちもできるだけ町内で間に合うものは町内で利用していきたいと考えます。また、先ほど産業振興課長からありましたように農畜産については町の基幹産業

であります。今後も国産回帰運動と併せて、農畜産物の消費拡大運動を継続的に行うことが必要だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、令和2年度末と令和3年度の税収等歳入の見込みについて質問をいたします。歳入全般について確認したいところではありますが、広範囲になりますので、今回は税収に絞ってお聞きいたします。

まず、令和2年度末からお聞きしますが、令和2年度の税収については想定内の大規模償却資産税の減少があるものの、減免等以外は今年度はコロナ禍の影響をあまり受けないと私は考えておりますが、令和2年度末の税収はどのような見込みとなっているのかお聞きいたします。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済に与えた影響は大きいと考えております。経済活動の停滞は法人町民税をはじめとした町税への影響は避けられないものと考えております。令和2年度末で町税で影響がある税目としては、法人町民税が減少すると現時点では考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 町民は法人税以外については今年度について影響を受けないだろうと、受け取っていいかと思っております。令和3年度の税収については、大規模償却資産の減少額と経済低迷並びにコロナ禍の影響も受けると思っております。令和2年度と比較したときに、どの程度の税収減少となるのかどのように予測されているのかをお聞きいたします。

○議長（神田 直人） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 令和3年度の税収の見込みについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人町民税と固定資産税、それから個人町民税が影響すると考えておきまして、九州電力の大規模償却資産税の経年減少を含めると、大きな税収の減少になると考えております。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 今の回答も含めて、次の令和3年度予算編成についてお聞きいたします。

令和3年度の予算編成につきましては、トップダウンとボトムアップのバランスを望むところでもあります。最終的には議会への提案となりますが、担当者から持ち上がって、各課で検討したものを総務財政課で審査、取りまとめを行い、さらに三役の審査査定により、予算案とする手順だと思っております。先ほどありましたように、税収の減少とコロナ禍における予算編成ということで、町長方針と町民、並びに現場の意向を調整する各課長の責任は大変重大であり、ご苦勞をいただ

きますが、よろしく願いをいたします。

令和3年度の予算編成の計数的なものについては、今から協議し、積み上がっていくものと考えますので、3月の予算審査で確認をしたいと考えております。ここでは、予算編成の考え方について、2、3お聞きをしたいと思います。

今年度はコロナ禍となり、これまで状況に応じ手探りの中で、国や県と連携し、町独自支援も含め最善の対応をしてきたと考えます。今後も新型コロナウイルス感染が広がり、収束も見えない経済低迷の中、新型コロナウイルスから町民を守る対策は大変重要であります。長期化も見据え、必要最小限の予算に絞り込み、歳出の膨張につながらないように注意をすべきと考えますが、令和3年度の新型コロナウイルス対応予算をどう考えるかお聞きいたします。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） コロナ禍対策について、まだ国からの補正内容がはっきりと示されていませんので分かりません。ただ、相当な規模の財政規模、予算規模になるものとは予想しています。ちなみに、本年度決算見込みで初めて木城町の予算、決算が50億円を超える状況であります。当初は四十数億円だったと思いますが、いわゆる十数億円がコロナ対策費用で国、県、それから町のほうで割り当てた部分であります。そういった部分では、コロナ禍対策ではどのくらいの内容でというのが、今示されていませんので分かりませんが、それにしてもある程度必要な対策は前もって町費でもやるというような形で予算編成をしていきたいと思っております。今現在、これについては取りまとめ中であります。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 大変難しいところでありますが、よろしくお聞きしたいと思っております。

次に、費用は多く、収入は小さく、無難な計画としたいところでありますが、各課の予算案は単純に過年度の当初予算にならないか。町民の活性化のための予算編成を意識し、本当に必要なものは維持し、また、増額の必要なものは増額し、減額するものは思い切って減額なり削除をする。内容を吟味し、検討し、検討し、創意工夫をする姿になっているのかをお尋ねをいたします。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 各課の予算要求でございますが、各課に対して私どもから総務財政課が留意点として当初に申し上げることはございます。まず、事業目的は明らかにすると。積算基礎の算定は正確にする。財源補足を誤らない。前年度実績の検討、業績コストの適正化など心がけながら、予算方針に基づきまして予算要求の作成を依頼しているところでございます。

また、前年度実績の検討としまして、事務事業評価を平成28年度に導入してございまして、現

在実施している事務事業を分析した上で、担当者による一時評価、主管課長による二次評価を行うことで、課全体で事業評価の共有、改革、改善を図ることで、より一層の高い効率的な行政運営のための予算編成をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 今の若干ありましたけど、各種補助事業についてであります、補助金を受けずに自立する時期にあるもの、見直しが必要な案件、新規に補助金の必要な案件もあると考えますが、補助事業の査定、予算編成をどのようにするのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 現在、副町長、県のほうからお越しいただいております、そういった副町長の経験、知識、それから県のやり方等も含めまして、そういったものを生かしていただきたいということで。特に、来年度当初予算につきましては、いつもおっしゃるように三役査定で終わりだったのですが、その三役査定の前に、副町長査定を入れて厳密にやっていくということにいたしました。当然のことながら、私たちはトレードオフ、一方をすれば、一方を切り捨てないといけないというトレードオフ。それから、スクラップ・アンド・ビルド、増やしたり、減らしたり、そういった部分も含めて、その2つのポイントに従って、査定をしながら町民にとってはよりよいサービスが受けられるような予算に編成をしたいと思いますので、そういうことで今回から少しやり方も変えたということをご理解いただきたいと思います。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 十分協議いただきたいと思います。人は足を針の先でちょっとつついただけでも、痛みがぴんときます。隅々まで神経が細かく行き届いていて、どんなところもどんな小さな変化も間髪を入れずに頭に知らせる。だから、機敏にして適切な行動もとれる。行政組織として末端で行っていることに間髪を入れず、反応が示せるか。末端で提案された予算は全て検討、査定され、予算化できなかった案件も提案もトップが把握できる体制となっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 各課における予算編成につきましては、各課において町民からの要望を含めた上で、各職員の提案等を職員間で内容を十分に検討、精査、課内協議を経て、予算要求を提出してきているものと考えております。限られた財源の中、予算編成を行っておりますので、要望の全てを叶えられるかということにはいささか限界があるというように考えますが、森議員のおっしゃられるとおり、細かいことでも1つ1つ各課において十分協議をしていると私

は認識しております。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 私が言いたいのは、予算化できなかった案件、そういったものについても町長に報告ができる体制があるのかということをお聞きしたのですけれども。

○議長（神田 直人） 総務財政課長。

○総務財政課長（萩原 一也君） 各課における仕事の中で、町民からいろんな要望が挙がってきた場合、予算化できるものと予算化できないものがあると思います。しかしながら、その内容につきましては、全て町長に、話をしているものと私は思っております。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、町長にお尋ねをいたします。第5次総合計画の人口の将来展望では、2025年、5年後でありますけれども、4,771名。今年11月1日で4,891名と、想定より早めの人口減少に抗えない状態にありまして、高齢化も進み、少子高齢化の中で確実に人口減少が起きております。働き手の減少、すなわち税収の減少が起こってくる。一方では、福祉サービス等に大きな負担が必要になり、次世代に将来を託すためにも今辛抱するものは辛抱し、負のスパイラルにならない第一歩の予算編成としていただきたい。第5次総合計画の中間年度でありますけれども、コロナ禍により需要を見直すよい機会ではないかと考えますが、町長はどのような考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

○議長（神田 直人） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 私も同じような意見、考えでありまして、要は今の人口の問題をされましたが、本当に5,000人を切っております。5年後、4,771人、これはしっかりと死守していきたい。そのための対策もしていきたいと思ひますし、人口減少は避けられませんが、その減少幅は緩やかにしていきたい。それをするのが政策だろうと思ひますので、あらゆる意味で挑戦、実行してまいりたいと思ひています。

それから、併せまして、人口が減るということは今おっしゃったように、いわゆる経済規模が縮小するということでもありますので悪循環を生みますので、そういうことにならないようにしっかりとしていきたいと思ひます。

それから、行政ニーズは多種多様化しておりまして、いっぱいあります。本当にこれは行政でしなくてはいけないものなのか、それともやっぱり1人1人町民が心して自助でやらないかん部分かっていうのが、特に国も地方もそうですが、問われているなと思ひますので、そこら辺りは大変きつい場面も出てくるかと思ひますが、やはり町民1人1人はできることはしていただく、その代わりしっかりとやっている人には応援をしていく、支援をしていくという仕組みはしっか

りと伝えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（神田 直人） 森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 想定外のコロナ禍で大変な状況ではありますが、真に町民のための、将来のための予算編成となりますようお願いを申し上げまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 3番、森伸夫君の質問が終わりました。

これで一般質問を終わります。

---

## 日程第2. 散会

○議長（神田 直人） 日程第2、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日8日から9日までは委員会審査となっております。

本日はこれで散会といたします。

議会傍聴にご来場いただきました皆様に、一言お礼を申し上げます。本日は、早朝よりたくさんの方々に熱心に傍聴いただき、また、新型コロナウイルス感染防止対策にご協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

これからも議員一同、皆様のご期待に応えられるよう、議会活動を進めてまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後0時48分散会

---